

令和6年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第17号

令和6年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年3月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第1回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月4日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、議会内で協議したい事案がありますので、暫時休憩といたします。議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前 9時31分

再開 午前10時40分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程に入る前に、6番、竹林昌秀君から、3月1日の会議における発言について、まんのう町議会規則第64条の規定によって、お手元に配付しました発言取消し申出書が提出されております。このことについて、竹林昌秀君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 皆様、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがたく、申し訳なく存じています。

3月1日の本会議の議案第14号の質疑の中で、申出書に書いてあるとおり、執行部に対して威圧的で不適切な発言をしてしまいましたので、議会の品位を保ち、今後の執行部との円滑な審議のために、この発言を取り消すことをお願い申し上げます。

また、改めて執行部の皆様におわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなことのないように努めますので、皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 それでは、お諮りいたします。

竹林昌秀君の提出のあった発言取消し申出書について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、竹林昌秀君の発言取消しの申出を許可することに決定しました。

後日、会議録を調整の上、適切な措置を講じることとします。

竹林昌秀君には、議会の品位を保持するために、今後、十分に言動に注意されるようお願いをつけます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 それでは、日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１１番、大西樹君、１２番、松下一美を指名いたします。

日程第２ 一般質問

○白川正樹議長 日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

１番、真鍋泰二郎君、質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 １番、真鍋泰二郎です。前回の定例会で一般質問をちょっとお休みしましたので、出てくるのに、久しぶりなんで手間取りました。申し訳ございません。

予算審議の春弥生、いかに果たさん、務めなん。御承知のとおり、３月定例会は新年度予算、つまり我が町の１年間のお金の使い道を決定する大事なときであります。住民の皆さんの幸せを実現するための予算となるよう、しっかりと与えられた役目を果たしてまいりたいと思います。

その前段として、本日は一般質問であります。今回、思いがけず、くじ引きによりまして１番となりました。先ほども申しましたように、前回、１２月定例会では一般質問を休んでしまいましたので、その分、力を込めて本日に臨んでおります。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。本日の質問は若者住宅取得補助事業についてであります。御答弁よろしく願いいたします。

さて、平成２７年３月定例会にて本事業の根拠となる若者定住促進条例を議会にて全会一致で可決し、同年４月１日より施行されたことにより、若者住宅取得補助事業が始まりました。

本事業は補助額が最大１５０万円、また、地域木材利用促進補助事業を併用すれば最大５０万円がさらに増えて、合わせて最大２００万円の補助額となります。この金額は個人への補助金としてはかなりの高額であり、他の市町の同様施策を超えるものであります。これらは本町の目玉施策の筆頭格であり、町内の若者の定住だけでなく、他の市町からの移住も促進されています。

また、善通寺市、丸亀市、三豊市との境付近にどんと鎮座する看板の宣伝効果も大きく、まんのう町に家を建てれば、最大２００万円をもらえるという情報が近隣市町や遠くは県外まで広がっているようです。

タブレットのほうにその現場の看板の写真を載せておりますので、よろしければサイドブックスの一般質問、令和６年３月定例会の、私、真鍋議員のところを開けていただけたら、善通寺市境、まんのう町公文にあります。それと丸亀市綾歌町境、これはまんのう町長尾にあります。あと三豊市境ですかね、財田町の境、これはまんのう町追上にございます。この写真も入っておりますので、御参照いただけたらと思います。

本事業の成果については、ここ数年、町内に新しい宅地が造成され、新たな住居が建設されていく姿を私も見てまいりましたし、今も新たな宅地造成が行われておりますので、成果ありとの認識でおります。

そこで、建設経済常任委員会の所管事務調査において、定期的にその実績報告がされてきてはおりますが、事業開始以来の足跡、足跡とも申しましょうか、これまでの実績、成果についてお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の１番目の質問、本事業のこれまでの実績、成果の総括を問うの御質問にお答えいたします。

本事業は、満４０歳以下の若者が町内に住宅の新築または中古住宅を取得する際に、その費用の一部を補助し、町内への若者の定住促進を図ることを目的としたものでございます。

平成２７年度の創設以来、９年間で４７３件の申請実績があり、町外からの移住のみならず、若者の転出抑制、また、地元へのＵターン促進において非常に有効な施策であったと考えています。

創設当初から年間４０件から５０件程度の申請数で推移しており、消費税増税等の社会的要因による増減があったものの、安定した申請数となっております。これは看板等を使った事業啓発以外に、ハウスメーカーや工務店等の事業者に対して周知が進んできた結果だと推察されます。

これまでの実績を分析してみますと、町外からの転入に伴う申請が約６割、町内住民からの申請が約４割となっており、町外からの移住やＵターン施策、また、町内からの転出抑制施策ともに有効であったと考えております。

町外の方からの申請では、ほぼ全てが高松市や丸亀市、また、善通寺市、琴平町といった県内近隣市町からの申請となっており、県外からの申請はわずかとなっております。香川県内に生活基盤のある方が新築の候補地としてまんのう町を選択されたり、一度、県内他市町へ転出された方がＵターンで当町へ戻ってこられるという状況を見てとることができます。さらに町内の方からの申請というのは、転出抑制に有効であったと考えております。

施工業者別に見てみますと、ほぼ全ての申請者が町外のハウスメーカーや工務店で建築しており、町内の工務店や大工さんでの施工はほぼないような状況となっております。

総括といたしまして、本事業が移住定住施策として一定の効果があり、有効な施策であったと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。

高松市、丸亀市からの転入で移住してきた方が多かったということなんですけども、まんのう町は香川県の中讃地区、ちょうど真ん中ぐらいにありまして、高松、丸亀も通勤圏内であるかと思えますし、地価が何といたしても安うございますので、そういう点で選ばれる要点としてはいいものを持ってるんでないかなと思っております。

先ほど、ほぼ町外のハウスメーカーさんとの契約とかそういうのが多かったということで、町内業者は少なかった、ほぼなかったということなんですけども、今後の課題というか、制度を変えていくようなところに関係してくるのでないかなと思います。

この9年間でございますが、総括をお聞きしまして、本当に成果のあった事業であるかと改めて認識しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

若者住宅取得補助事業の根拠となる条例といたしまして、若者定住促進条例、先ほども申しましたが、この条例がございます。タブレットのほうにその全文を挙げておりますので、御参照いただけたらと思います。また、今回の質問に関係する部分は、私のほうで赤字に変えさせていただいておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

その条例のほうの附則の第2、こちらのほうに、この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失うとあります。あと1年後には本条例は失効する、そういう運びとなっております。根拠となる条例が失効すれば、おのずとその事業もなくなってしまいます。

本定例会初日の町長の施政方針において、本年度中の事業となっているが、年間約40件程度で順調に推移しており、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果を発揮していることから、継続して実施していきたいと考えているとの前向きな発言でしたが、もう少し踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

本条例、本事業は、この先どうなるのか、本日の私の質問の一番重要な部分であります。住民の皆さんも、また、ハウスメーカーの方も非常に気になるところであるかなと思います。令和7年度以降の継続はあるのか、ないのか、その点をお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの、本事業の根拠であるまんのう町若者定住促進条例は令和6年度末をもって失効するが、今後の継続はあるのかの再質問にお答えいたします。

平成27年度に創設された当補助事業は、令和元年度に5年間延長され、現在は令和6年度末までの効力となっております。財源は制度創設当初より交付税措置の適用になる過疎対策事業債を活用しており、ほぼ事業費全額に起債を充当して事業を実施しております。

香川県下では、現在、まんのう町を含め6市町が同様の補助事業を実施しておりますが、中には継続を断念した市町もございます。

しかしながら、本町では移住定住施策の柱となる事業と捉え、令和7年度以降も従来どおり過疎対策事業債を適用した上で、継続の方向で検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 継続していただけるということで認識しておりますので、今後も成果のある事業ですので、続けていっていただけたらと思います。

先ほど、一つ前の成果のほうの答弁でも内容がよく分かったんですけども、本当に本事業は我が町を代表する目玉施策でございます。目玉施策というよりは、看板を立ててますので、看板施策といったほうがいいかもしれませんね。

町境3か所にある看板はかなり目を引きます。行政が看板を設置して、移住定住を促すというのはほかの自治体なんかではあまり聞かない話じゃないかなと思います。

昨年の5月に滋賀県にあります全国市町村国際文化研究所、通称J I A Mという施設にて議員の研修に行っていました際に、班ごとでの演習がございます。その中で自分の所属する自治体の条例について分析し、発表するという時間がございました。私は本条例、若者定住促進条例について発表したんですが、同じ班だった議員さんに看板の写真を見せましたところ、かなりびっくりしておられました。自治体がこういうことをやってもいいんだなという事例なのかなと思います。

ちょっと話がずれるんですけど、じゃあ、今、公文にあります善通寺境、あそこは丸亀市垂水町とも隣接しておるところかなと思いますので、善通寺市がうちはこんなんがもっとええでと看板を立てる、丸亀市はうち給食費無償でっせと看板を立てると、そんな看板が乱立するようなことはないかなと思いますけど、まんのう町は思い切った看板だなと思っておりますので、その効果も、先ほど町長もおっしゃられましたが、かなり効果があったんでないかなと思っております。

さて、我が町の看板施策、看板事業ですが、継続するという事で前向きな答弁をいただきました。しかし、事業開始より約10年の時を経て、世の中の情勢も変わってきております。そのまま事業を継続するのではなく、何かしらの方向転換や中身の見直しをするべきと考えます。施政方針においても、さらなる効果を発揮するためにも、地域木材利用促進事業、水道給水管布設事業、空き家対策事業等との連携及び内容等の拡充を検討していきたいとのことでした。この内容等の拡充ということで、具体的にはどういうことを考えているのでしょうか。本事業に規定されている年齢制限、住宅の種類、補助金額などがありますが、それらが適切なのか、現在の社会情勢と適合しているのか、そういった見直しのことなのでしょう。

昨今はコロナ禍、ウクライナ戦争など、様々な要因により資材の高騰など、住宅建築に不利な状況下であると考えます。住宅の建築を控えたり、諦めたりした方もいるんじゃない

いでしょうか。施政方針にあるさらなる効果を発揮するために、どうこの事業を変化させるのか、今後どのようにカスタマイズしていくのか、その方向性をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの、本町の看板施策として今後どのようにカスタマイズしていくのか、条例で規定されている補助金額、年齢制限などは適切かどうかの再質問にお答えいたします。

現在の制度は、町内で５年以上住み続ける意思のある満４０歳以下の若者が町内に住宅の新築または中古住宅を取得する際に申請ができます。対象となる建物は、玄関、台所、便所、浴室、居室のいわゆる住宅５要件を満たしている必要があり、その要件を満たせば、住宅建築と同時期に購入した住宅用地や住宅と併せて建築する車庫、外構といった附帯施設も対象となります。また、店舗や事務所併用住宅の住宅部分や２世帯住宅、建売住宅も補助対象となります。

現状、申請の大部分が新築における申請であります。今後はリフォーム物件の売買や空き家バンク制度の浸透における中古物件の申請が増加するものと思われます。

現在も空き家バンクの制度を利用しての利活用を促進している中、物件の売買の際に申請条件に合致すれば、当補助金を利用することができますが、今後はますます中古物件の売買の増加が予想されるため、事業継続の方向で検討を進める中で、移住定住施策と同様に、空き家対策においても有効な施策となるよう、より使いやすく魅力のある補助制度となるよう見直しをするとともに、制度の啓発を図っていくよう考えております。

また、当町には、まんのう町で生産された木材を建築時に使用すれば使うことのできる地域木材利用促進補助金や、新たに水道引込み工事を行った際に、引込み距離に応じて使うことのできる水道給水管布設工事補助金といった新築や購入時に申請いただける補助金がございますが、今後はこういった補助金も含めて包括的に制度設計をすることとし、より有効な施策となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、補助金額、年齢制限などは適切なのかについてですが、本事業と同様の補助事業を実施している他の自治体と比べますと、補助金額、年齢制限ともに横並びの状況となっております。県内では当補助事業を実施していない市町が多い中ではありますが、一定数の申請を継続して受理しているため、補助金額は適切であると考えます。

年齢制限に関しましては、こども家庭庁による子供・若者育成支援大綱の中での定義として、若者は１８歳から３０歳未満の者と定義されておりますが、施策によっては、社会の各分野を支え、発展させていき、円滑な社会生活を営む上で、４０歳未満の者とするというような定義もあり、本条例に規定されている４０歳以下に関しては、この定義にほぼ沿ったものであり、適切であると考えます。むやみに幅を広げるのではなく、子育て世代を中心とした生産年齢層に補助を行うことで定住を促進することとなり、より効果があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。方向性として、先ほどもありました水道管の布設であるとか、地域木材であるとか、また、新築物件から中古物件への、こっちにずらしていくというような流れも分かりました。

補助金額とか年齢制限というのはいろんな定義がございますので、私も上げろとか下げろとかそういう話をしてるんじゃないくて、今回は方向性をお聞きするということですので、この条例が失効するまでに1年ございますので、その時間をかけてじっくりと社会情勢を見たり、また、いろいろなまんのう町での住民の方からの要望等々もあるかと思っておりますので、そういうのを精査しながら、いい方向性を示していただけたらいいなと思っております。

では、次の質問ということで、9年前から始まった本事業により宅地が開発され、多くの新築住宅が建設されました。先ほどから町長のほうより発展的な御答弁をいただいておりますので、今後の事業継続により、さらなる新築住宅の建設、また、中古物件を活用したような事業の推進が予想されます。

しかし、現代の家族の事情を考えたときに、新築された住宅に2代、3代にわたって生活するというのは考えにくいのではないかなと思っております。今後、人口減少が進むとされている中、制度を上手に運用しないと、40年先、50年先、我が町は空き家だらけになるのではないかなと危惧しております。

町長は施政方針で空き家対策事業等との連携と言われましたし、先ほども空き家対策のほうに重点を置いていくんだということで発言をいただいております。私も、今後、本事業を進めるに当たっては、空き家対策と並行して考えていかななくてはならないのではないかなと思っております。

そこで、先ほどの質問を掘り下げて具体的にお尋ねいたします。現状の制度では、新築住宅を中心に補助を展開しているように思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、今後は中古物件へ目を向けてみてはいかがでしょうか。私は中古物件の補助を増額することにより、空き家の利活用が促進されるのではないかと考えております。執行部はどのようなお考えなのか、お示しいただけたらと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員さんの、中古物件への補助を増額することにより、空き家の利活用が促進されるのではと考えるが、執行部の見解を問うの再質問にお答えいたします。

先ほどの再質問の回答と関連いたしますが、空き家対策の中で中古物件の売買の増加が今後予想されるものであると考えます。検討する中で、どの程度の補助割合、また、上限額は幾らが適切であり、施策として効果があるのかを十分検証する必要があると考えます。本事業期間を延伸するに当たり、こういった検討を次年度中に実施し、条例改正や規則改正の中でお諮りできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 今から1年間ありますので、じっくりと検討していただいて、また、こちら議会のほうとも情報を共有して、進めていけたらいいなと思っております。

今から50年後、私、90歳か91歳ぐらいなんですけど、生きておるかどうかわからないんですけど、やっぱり自分の生まれたふるさとというのが、これから町村合併とかまた新たにあるのかどうか分かりませんが、やっぱりまんのう町という名前と自然と文化を残していきたいという思いが強くなりますので、それをしていくには、こういう施策を今後展開していくことは非常に大事だなと思っておりますので、御検討、調査研究をよろしく願いできたらと思います。

今回の一般質問なんですけども、町長の施政方針というのがタブレットのほうにも出てたんですけども、その前に通告をしておったということなんです。それで初日に施政方針を聞きまして、今回のテーマに関して町長と私と大体同じような方向性、また、先ほど来の答弁を聞きましても、同じようなお考えでおられたということで、私としては心強く思っております次第であります。

先ほども申しましたが、制度を上手に運用しないと、40年、50年先の我が町は空き家だらけになる可能性があります。本事業は今後継続していくということで、前進、初日のときにも町長は常に前進の施策ということで言われておりましたが、前に進んでいくわけですから、上手な運用、そして施政方針で挙げたような他の事業、施策とのしっかりとした連携を進めていただけたらと思います。

本日は若者の住宅取得補助事業をテーマとしましたが、我が町には各分野に様々な施策がございます。これら全てが未来に向けて生かされるようにお願いしたいと思っております。

私が常々思っているのは、青臭いような話かもしれませんが、我が町、我が国の自然や文化を次世代へ確実に継承すること、未来を担う子供たちに何を残してあげられるか、そして、そのために何をすべきかということです。町行政の施策として今やっていることは、今現在をよくするためだけではなく、未来をもよくするためでなければなりません。私は50年先、100年先を生きる人のために知恵を出し、汗をかき、今、生きているという思いであります。この思いは議場におられます各議員さんも、町長をはじめ執行部の皆さんも同じはずです。どうかこの思いをさらに町民の皆さんとも共有して、我が町の明るい未来につなげていければと思う次第であります。

それでは、私の一般質問はこれにて終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、5歳児健診の導入と、大規模災害への備えの2点です。

昨日、まんのう町で初めての地震災害に備えた町と消防、警察、自衛隊等の共同訓練が

実施され、災害で車の中に閉じ込められた人を救出する本番さながらの訓練も行われました。私も見学させていただきながら、いよいよ巨大地震などの万が一に備えるときが来ていると感じ、気持ちが引き締まる思いがしました。

御準備等に始まり、訓練に携わられた全ての皆様、お疲れさまでございました。また、ありがとうございました。

それでは、初めに5歳児健診の導入について質問をさせていただきます。

私は平成25年3月議会におきまして、5歳児健診の導入を提案させていただきました。その際の私の一般質問に対し、3歳児健診と就学前健診の中間に当たる子供たちのふだんの行動を確認し、発達障害児の発見につなげていく取組を始めている。個別支援計画作成等の取組により、支援につなげていきたいとの御答弁をいただきました。

現在、本町では5歳児健診に代わるものとして、早期支援センター「たむ」と連携した取組が行われていることは承知しております。しかし、あの日から11年が経過いたしましたが、5歳児健診の導入が必要との思いは変わることがなく、これまでも教育民生常任委員会で関係する質問をしてまいりました。このたび、一般質問で、再度、5歳児健診の導入を提案させていただきます。

今年から1か月健診と5歳児健診を実施する市区町村への国の助成事業が始まりました。5歳児健診で助成対象となるのは原則自治体を実施する集団健診で、1人当たり3,000円を上限に、国が費用の2分の1を補助するものです。乳幼児健診はこれまで母子健康法で義務化されている1歳6か月と3歳に加え、3か月から6か月、9か月から11か月も国の財政支援、地方交付税措置の対象になっていましたが、1か月児と5歳児は対象外でした。そのため、5歳児健診を導入する自治体は少なく、本町でも5歳児健診の実施は現在までされておられません。

3歳児健診を過ぎると、次の健診は小学校入学前となります。5歳児健診において、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした健診体制整備が必要ではないでしょうか。

5歳児健診と3歳児健診との大きな違いは、5歳になると健診を受ける子供が質問等に対してどう応じるか、本人が出す情報量が圧倒的に増えることにあります。発達や情緒、社会性に問題があった場合、また、集団行動の場面で問題がある子供の場合、気づきやすくなり、子供や保護者への個々応じた早期支援につながります。

発達障害の場合は、早期発見、早期治療、早期療育が非常に重要となります。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子供たちは、小学校への入学後に環境に適応できず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまうことが少なくありません。5歳児健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも学べるようになるのではないのでしょうか。

特別な配慮が必要な児に対して、早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童期の不登校発

生件数が減少したという研究結果もあるそうです。

群馬県藤岡市では、2007年から5歳児健診を実施されています。全ての5歳児を対象に、月2回の健診日を設け、1次健診を保健センターで実施、会話や発音のチェック、何々は何をするためのものといった概念形成の確認などを行う保健師の問診や、他の子供たちとの集団遊びを通して行動やコミュニケーションの状況を確認する。気になる行動が見られる場合には、保護者に2次健診の受診を勧める。必要に応じて子供が日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門職が観察するなどして受診を勧める場合もあります。2次健診では、児童精神科の医師らがより詳細に観察。保護者が希望する場合は、個々の苦手分野に働きかける支援として、月1回程度、小集団や個別でコミュニケーションのトレーニングなどを行う。また、保護者が相談できる場も設ける。毎年5歳児は約350人程度。ほとんどが1次健診を受診し、そのうち約2割が2次健診を受けているそうです。

本町においても、出産後から就学までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することが必要ではないでしょうか。医療のキャパシティの強化、福祉との連携強化、教育との連携強化などの課題はあると思いますが、個々に合わせた支援を行い、子供と保護者が安心して小学校入学を迎えるためにも、5歳児健診の導入を提案いたします。

お尋ねいたしたいと思います。本町において、乳幼児健診の必要性をどのようにお考えでしょうか、御答弁お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの1番、本町において、乳幼児健診の必要性をどのようにお考えでしょうかとの御質問にお答えいたします。

乳幼児健診につきましては、乳幼児の健康の保持増進のため、母子保健の向上に関する措置として、母子保健法において、1歳6か月児及び3歳児に対しての健康診査が義務づけられており、その他の乳幼児に対しても、必要に応じて健康診査を実施することとされております。

本町においても、母子保健法第12条の規定に基づき、1歳6か月から1歳9か月児を対象とした1歳6か月児健診と、3歳5か月から3歳7か月児を対象として3歳児健診を実施いたしております。

加えて、同法第13条の規定に基づき、4か月児、8か月児、12か月児を対象に乳幼児健診、2歳4か月から2歳7か月児を対象とする2歳児健診と、発育に合わせたそれぞれの段階で乳幼児の健診を実施いたしております。

また、医師による診察はないため、健診の形態ではございませんが、教育委員会の早期支援教育センター「たむ」との連携により、5歳児相談として、各こども園を訪問して子供たちの集団行動を確認して、発達障害等の可能性の発見につなげる取組も継続しております。

乳幼児健診には、子供の疾病を早期に発見し、適切な処置を講ずる目的に加えて、児童虐待の予防や、その早期発見の場としての機能もあり、そして、発達障害者支援法の規定

による発達障害の早期発見、発達障害児に対する早期支援、また、子育て支援として重要な施策であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

本町においては、国の財政支援の対象となっていない満1歳になるまでの子供の乳児一般健康診査においても、健診を受けるときに使えるようにとして2回までの費用助成が既にされており、1か月健診は赤ちゃんの成長と発達を評価する重要な健診でありまして、このような点からも細やかな我が町の健診は、本町において非常に重要視しているという、そういうことが分かり、大変に評価できるものではないかというふうに認識はしております。

次に、就学前健診の健診体制と健診内容についてお尋ねいたします。

就学前健診は学校保健法に基づいて子供の心身の状態を把握し、必要に応じて適切な助言や就学指導を行うことを目的として実施されています。実施義務は市町村の教育委員会にあります。基本的には内科健診、脊柱及び胸郭の異常の有無、栄養状態、歯科・眼科・聴力検査などの身体的検査が主だと思いますが、市区町村によっては、これらに追加されている項目もあると思います。

本町におきましては、就学前健診はどのような健診体制と健診内容で実施されているのでしょうか、お尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、就学前健診の健診体制と健診内容についてお尋ねいたしますとの御質問にお答えいたします。

現在、就学前健診につきましては、小学校とこども園が連携し、学校医、養護教諭、早期支援センター「たむ」の職員がそれぞれ行っております。

健診内容でございますが、内科健診、耳鼻科健診、眼科健診、歯科検診につきましては、各校に学校医として配置されております専門医が行っております。また、視力検査、聴力検査は各学校の養護教諭が検査し、知能検査につきましては、早期支援センター「たむ」の有資格者の職員が行っている現状でございます。

なお、健診結果につきましては、就学时健康診断票を作成し、保護者に通知をいたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

文部科学省によりますと、就学前健診は心身の状況を把握し、就学に当たって治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学を図ることとされ、市区町村、教育委員会は担当医師及び歯科医師の所見に照らして治療を勧告し、保健上必要な助言を行うこととされております。

本町におきましては、たむにおきましては、資格のある方が来られて、この健診に加わ

っているということではありますけれども、やはりこの就学前健診の段階ではなく、5歳児の段階で子供の特性をしっかりと見極めて、安心して小学校に入学できる、一定時間をかけた支援が必要なのではないかと思います。

お尋ねいたします。5歳児健診の導入についてのお考えをお尋ねいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、5歳児健診の導入についてのお考えをお尋ねいたしますとの御質問にお答えいたします。

5歳児健診の形態ではございませんが、5歳児相談として、年度内に5歳になる児童を対象に、家庭やこども園での生活で気になることや育児の困り事等の保護者の相談に応じています。その際に、健康増進課と教育委員会の早期支援教育センター「たむ」との連携により、早期支援教育コーディネーターと保健師が各こども園を訪問し、子供たちの集団行動の観察を行い、発達障害等の可能性がある子供の発見につなげたり、必要に応じてかりん健康センターでのことば相談、ぐんぐん相談等の相談事業を紹介することで保護者の気づきを促したり、適切な支援につなげるよう努めています。

しかしながら、県内でも5歳児健診に取り組む市町が徐々に増加しており、国においても、妊娠期からの切れ目ない支援の拡充として、乳幼児健診等を推進するため、5歳児健診に対して支援事業が創設されました。

小児科医不足や専門職の確保、実施体制など課題はございますが、川西議員さんの御提案や他自治体の例を参考に、これまでの支援を引き継ぎながら、伴走型支援のより一層の拡充を目指して、5歳児健診の実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。5歳児健診の導入に向けて検討していただけるということではありますが、ぜひ前向きによりしくお願いしたいと思います。

現在、香川県内では、町長さんの御答弁の中にもありましたけれども、既に5歳児健診を実施している自治体が7市町であります。市が3市、町が4町です。

最初に申しあげましたように、2007年から5歳児健診を実施されております群馬県藤岡市では、1次健診で集団健診を行い、気になる行動が見られる場合には2次健診の受診を勧める。この段階で、さらに必要に応じて、子供が日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門職が観察するなどして受診を勧める場合もある2次健診体制を整えておられます。本町の場合は、この藤岡市の2次健診の部分を実施しているということになると思います。1次健診も必要ではないでしょうか。

就学前健診で気になるところや支援が必要な子供の特性に気づいたとしても、就学前での期間は短く、支援が難しいのではないかと思います。現体制をさらに拡充し、発達の特性に早く気づき、環境に適応する力を療育で向上させるには、最適年齢とされる

5歳児健診の導入が必要だと思いますので、最後に再度、5歳児健診の導入を訴えさせていただきますして、5歳児健診の導入についての一般質問は終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。大規模災害への備えについてです。

香川県防災対策基本条例に基づき、各市町が自らの防災対策に係る課題を把握し、効果的に対策を実施できるよう、令和5年度において17分類、89項目の自主点検調査が行われました。この結果、本町においては公共施設の耐震化については計画的に取り組み、対応済みであるなど、既に対応ができているものが全項目中58ありますが、医療救護対策では、11項目のうち8項目について対策ができておらず、医療関係については、未対応の項目が多くあることが明らかになっています。

応急救護所のスタッフと体制を整えているかについては、他の全ての市町は対応済み、もしくは対応中となっていますが、本町のみ未対応です。

また、救護用テント、医療機器等の備蓄はされているか、救護病院の医療救護活動計画や体制を把握しているか、救護病院以外の医療機関等の救護活動参加について連携が図られているか、医療班、救護班の訓練は定期的に行われているかについては、ほとんどの市町が対応済み、もしくは対応中となっていますが、本町では未対応です。これらは住民の皆様の方の命に関わる重要な対策だと思います。早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。

同報系防災行政無線を整備しているかについては、本町と1市を除く全ての市町が対応済みです。

また、ボランティア活動団体と平常時から連携を図っているか、ボランティア活動への参加について啓発し、参加方法や注意事項等、活動に必要な知識の普及を行っているか、対応資機材を確保しているか、食料等の確保、運送配布計画を作成しているか、帰宅困難者に対し帰宅避難に必要な情報を提供する体制を整備しているか、これらについても多くの自治体が対応済み、もしくは対応中となっていますが、本町では未対応です。

主な備蓄物資の状況におきましても、主食類の備蓄はできていますが、副食等の備蓄はできていません。これらについては、早急な対応が必要ではないのでしょうか。

未対応の項目の中には、予算がつけばすぐにできるもの、早急に検討しなければならないもの、時間がかかるものもあると思いますが、そこでお尋ねいたします。

上記に挙げた医療救護関係、ボランティア、避難所運営の具体化、住民への情報提供、避難所対策、避難対策、備蓄物資の未対応の項目について、今後どのように取り組むのか、お尋ねいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの大規模災害への備えについての御質問にお答えいたしま

す。

今年の1月に政府の地震調査委員会において、南海トラフ周辺では、今後、マグニチュード8から9の巨大地震が発生する確率を10年以内では約30%、30年以内では70%から80%、50年以内では90%程度、もしくはそれ以上と発表されました。

南海トラフ地震のような大規模地震における町の備えには、住民の避難対策、災害対応体制の確保、情報収集や発信・広報の円滑化、生活環境の確保、応援受入体制の確保、ボランティアとの連携や協働、生活再建支援、災害廃棄物対策など、様々な対応が求められます。

しかしながら、限られた職員数で対応できる公助には限りがあり、災害対策においては、自分自身や家族の命と財産を守るために住民自らが防災に取り組む自助と、地域の方々と助け合いができるよう地域で防災に取り組む共助が重要と考えます。

町としては、住民の方々に防災対策に取り組んでいただけるよう、活用できる補助制度等の情報提供や防災意識を高めていただけるような施策の提供、自治会や自主防災組織と連携した住民参加型の避難訓練等の実施などにより、一層、自助・共助に対する意識を高めていくことが重要と考えております。

御質問にありますように、昨年9月に香川県防災対策基本条例に基づき、公助における防災対策の様々な項目について、当町の対応状況について自主点検を行いました。その中で、御指摘のとおり、避難所の耐震化や空調設備など施設整備の面については順調に整備が進められておりますが、医療救護対策等で未対応の項目が多く見受けられました。この自主点検以降に簡易ベッドや避難所用テントを購入し、既に対応済みの項目もありますが、副食等の備蓄品で未対応のものにつきましては、来年度以降、早急に必要な数量を順次購入して確保していく予定です。

また、医療救護対策においては、発災時には発災当初の72時間が救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、医療機関が救急救護活動の拠点としての機能を維持できるよう、町においては当町の福祉部局をはじめ、地元医師会や歯科医師会、薬剤師会の三師会並びに中讃保健福祉事務所等と連携を深め、負傷者の応急処置等が円滑に行えるよう、応急救護所設置に向けた体制整備に努めたいと考えております。

次に、災害発生時のボランティアの受入体制につきましては、町社会福祉協議会が主体となって実施することとなっております。町社会福祉協議会と連携を密にし、ボランティア活動が円滑に実施できるように計画しております。

次に、避難所運営の具体化についてですが、簡潔に申し上げますと、六つのステップがあると認識しております。一つ目に避難所の場所の確保、二つ目に避難所の設備の整備、三つ目に避難所の管理体制の構築、四つ目に避難所の受入れと支援、五つ目に避難所の場所や設備、支援活動の情報提供、六つ目に地域との連携、この六つのステップを実行することで避難所の運営を具体化し、災害時に地域の人々を支援する体制を整えることができると考えております。

次に、住民への情報提供についてですが、テレビやラジオなどの公共放送、告知端末機オフトーク、県や町のホームページ、近所住民との連絡網などがありますが、これらの情報を住民が確認し、災害時には適切な行動を取ってもらうことが重要であると認識しております。

次に、避難所対策についてですが、先ほど避難所運営の具体化でも触れましたが、対策という観点からは、まず、避難所の選定と整備ということで、適切な場所に避難所を設定し、周知する。そして、トイレ、給水設備、食糧など必要なものを整備し、耐震性があることと安全な避難所であることが肝要と考えます。

次に、避難所運営計画を策定し、災害時に迅速かつ効果的な対応ができるようにし、災害時の指揮系統や連絡手段を整備することも重要であると認識しております。

また、身体的な障害者や高齢者、子供、妊婦などの特別なニーズ配慮した避難所の整備と運営も大切なことであり、災害で深刻なストレスや不安を抱える人々に対し、心理的支援を提供する仕組みを整備することも重要であると考えております。これらの対策を綿密に計画し、地域住民と関係機関が連携して実施することで災害時の被害を最小限に抑え、被災者の生命と安全を守ることができると考えております。

さらには、家具の転倒防止対策は地震による被害から人々の生命・身体・財産を守るための重要な対策の一つであり、香川県が平成26年に公表した香川県地震・津波被害想定調査報告書では、南海トラフの最大クラスの地震の場合、家具類の転倒・落下防止対策を100%実施することで、死傷者数が4分の1に軽減されると想定されております。

しかしながら、令和4年に公表された県政モニターアンケートの結果によりますと、「家具類の転倒防止対策を行っていない」と回答した方が6割と、依然高い割合にあることから、来年度より当町では香川県防災士会と連携し、家具類の転倒防止器具の購入から取付けまでを行える補助事業を重点的な取組として実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。特に医療との連携は救命に関わる重要な対策でありますので、ぜひ早急によりをお願いしたいと思います。

すみません、御答弁いただきましたけれども、一点、ちょっと聞き漏らしていたら申し訳ありませんけれども、同報系防災行政無線を整備しているかということにつきましては、本町とあと他1市を除く全ての市町村が対応済みとなっております。本町については、これは本当に整備がなされていないのか、この報告後、整備ができているのか、この点について、申し訳ありませんが、再度、お聞きしたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川西議員さんの再質問にお答えします。

東かがわ市とまんのう町のほうが未対応となっておりますが、告知端末が全戸に東かがわとまんのう町はあるので、無線のほうがないということで、未対応となっておりますの

で、御了知お願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。承知いたしました。

この報告書の中では、簡易ベッドもないというふうに報告されておりましたけれども、今、御答弁いただきましたけれども、町長さんの御答弁では、その後、きちんと整備がされているということで了解いたしました。

このベッドですけれども、体育館などの床にじかに寝るより、体の負担が少なく、エコノミークラス症候群やほこりの吸引による呼吸器疾患の防止にも有効なため、必要なものでありますから、広く関係する皆さんが簡易ベッドはあるとの認識を持ち、いざのときには使えるようにしていただきたいと思います。

もう一点、備蓄品についてですが、副食については早急に備蓄していただきたいと思います。主食であるお米については、アレルギー対応の安心米が備蓄されております。副食についても、アレルゲンの含まれないものに限定して用意しておけば、災害時、どのような方が避難されてきても、避難所においても安心して配布ができるのではないのでしょうか。加えて、おかゆを用意しておくことによって、御高齢者や乳幼児にも利用していただけると思います。

備蓄品の置き場について質問させていただきたいと思います。

現在、主食米は町防災センター、各支所の3か所にしかありません。簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、粉ミルク、簡易ベッド、これらも町防災センターに一括して置かれています。各公民館は食器セットはありますが、主食も副食も備蓄されていない状況です。以前に私が防災対応についてお尋ねしたときは、災害発生時に備蓄品が必要となれば、各避難所にはないもの、不足品は町防災センターより運ぶと御答弁いただいたと記憶をしていますが、これまで全国で発生した大地震などにおいては、道路の寸断、土砂崩れなどで救助や支援が阻まれたことが報道されております。どこの避難所に何がどれだけ必要なのか、確認して運ぶことは、一部の地域が被災を受けた場合には可能であると思いますが、町全体に甚大な被害が出た場合、職員の方の大きな負担となるとともに、そのようなことができないことも考えておかねばならないと思います。

備蓄品を各避難所、主要施設にさらに分散させておく必要があるのではないのでしょうか。まんのう町の指定避難所は現在29か所ですが、備蓄品を置いているのは主には防災センターです。また、一部の備蓄品を置いてあるところも12か所となっております。特に琴南地域の山間部においては、土砂崩れ、道路の崩落などの危険は高いと思います。孤立したまましばらくの間、支援の手が届かないことも考えられます。水、食料などは命をつなぐものです。備蓄品について、今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えがあれば、より詳しくお示してください。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、横の、この間、見ていただいたように、防災センターのほうに生理用品であるとか、おむつであるとか、いろんな備蓄品は整備してございます。29か所ある避難所に、今後、6年度中に適切な場所に主食であるとか、また購入する、今後、副食、さらに生理用品であるとか、そういったものを、備蓄品を適切に計画的に配備してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。御答弁いただきまして、安心いたしました。しかし、令和6年度中と言われておりますが、災害はいつ来るか分かりませんので、できるだけ早い段階で備蓄品の分散ができますように、必要なところに必要な備蓄ができますようによろしく願いいたします。

災害対策の基本は、自分の命は自分で守るとしっかりと自分で意識することだと思います。備蓄品についても、各家庭でしておくことが重要であると承知しております。私自身も災害対策への意識を高めながら、備蓄や非常持ち出し袋の準備などを周りの人にも呼びかけていきたいと思います。

町としてもさらなる防災対策に取り組んでいただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、こんにちは。並びに、放送をお聞きの住民の皆様、また、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い進めさせていただきたいと思います。

今回は、大きく二つの質問を行いたいと思います。まず、一つ目は災害に負けない防災力、二つ目が町行政、令和6年の住民生活支援対策は、この二つについてお聞きします。

それでは、一つ目の災害に負けない防災力についてお聞きします。

昨年、令和5年6月議会で一般質問をさせていただきました防災の意識と準備についての中で、私が町主催の防災フェスティバル、フェス防災訓練等の実施をお願いしたところ、昨日3月3日に仲南小学校グラウンド、体育館にて、第1回目のまんのう町主催の総合防災訓練を実施していただきました。自分が6月議会で発言した内容というものがこのような形にさせていただいたこと、また、住民にとって何よりも大事な災害時の実戦さながらの

学び、体験ができたこと、重ねてお礼を申し上げます。

町主催の総合防災訓練を真剣にお願いした理由の一つとして、自身がキッチンカー協会などを通して学び、経験し、そして何が足りないものかを伝えたかったというのがあります。それは役割と連携ということです。この役割と連携というのは分かってそうで分かっていないところがあります。また、できていないところがあるんです。

そしてもう一つが、やはり決して忘れてはならない今年の元日に起きた能登半島地震が大きく関わっています。災害の怖さ、防災の大切さということを、いま一度、真剣に向き合い、また、新しい防災、デジタル防災を考えるという一歩になった気がいたします。

そこで、お聞きします。町主催の防災訓練の反省点、分かる範囲で結構ですのでお聞かせいただきたい。それと次回開催時期、さらにやらなければならないこと、また、次回開催に当たる啓発活動の工夫はどのようにお考えかをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の防災訓練の反省点等についてとの御質問にお答えいたします。

昨日、行われました総合防災訓練には、住民420名、スタッフを入れますと580名参加いたしました。今回の総合防災訓練は町が主催する初めての防災訓練ということで、訓練の狙いを町民の防災意識の高揚と町民に役立つ実践的訓練に定め、訓練内容を「町民が参加できる訓練」と「ふだん目にすることが少ない消防・警察・自衛隊などの防災関係機関の訓練」に区分して行いました。

まず初めに、よかった点といたしましては、一つ目は、町民の皆さんに見学体験していただいた救出救護訓練において、地域住民の共助が重要であることを認識していただいたこと、二つ目は、まんのう町消防団、まんのう町赤十字奉仕団及び町と災害協定を結んでいるキッチンカー協会、中讃ハムラジオクラブなどの災害時の活動の一端を町民の皆さんに知っていただいたこと、三つ目は、消防、警察、自衛隊、日本赤十字社などの防災関係機関の皆さんと計画や実施段階を通じて密接に調整したことにより、万が一の際にお互いの意思疎通がよりスムーズになると思われること、以上、大きく三点でございます。

また、今後に向けての課題といたしましては、一つ目は、より多くの町民に参加してもらえる訓練要領・時期などを検討すること、二つ目は、まんのう町の各地域の被害様相を考慮した実践的で役立つ訓練内容を検討すること、三つ目は、町と防災関係機関及び防災協定を結んでいる団体との相互連携の内容を取り入れた訓練を実施すること、以上の大きく三点です。

南海トラフの地震がいつ発生してもおかしくない状況にあり、また、異常気象に伴う災害が各地で発生している状況下で、万が一に備えた訓練を今後とも継続的に実施していくことは非常に重要であります。今回の訓練で得られた課題、また、地域の皆さんの御意見を反映しつつ、今後の訓練を計画してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。昨日の今日ですから、非常に御答弁が難しかったと思います。

御答弁の中に、今後に向けての課題の中で、町と防災関連機関及び防災協定を結んでいる団体との相互連携を内容に取り入れた訓練を実施すると言っておられました。これは本当に私も大事だと思います。私が最初に言いました、これこそ役割と連携がこれなのです。よろしくお願いいたします。

また、それと今回はチラシといいですか、ポスターといいですか、外注して作ったものなのか、それとも自家製で作ったものなのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

それと、もっと子供にも参加してもらうため、学校にチラシ類など渡してくれたのか、まんのう広報などにも1枚ずつ折り込みで入れていただけたのか、さらには、ホームページでは2月21日に着信情報になっていました。これは少し時期的にも遅いのではないのかと思うところがありますが、その点について少しお聞きします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 鈴木委員さんの質問にお答えします。

まず最初に、チラシのほうなんですけれども、これは役場のカラーコピー機で全部作成しまして、外注はしておりません。それで各チラシのほうは、小学校、中学校のほうに子供たちの枚数配りまして、それで家族で来てくださいというふうに促しました。

ホームページが2月21日に更新初めてしたんですけれども、少し内容を詰めておりまして、ちょっと遅くなったので、今後の課題としましては、今度実践するときには、1か月、2か月前からホームページのほうでも公表したいと思っております。

広報誌の中にはチラシは1枚ずつ折り込みは入れておりませんが、やりますよという形で1月号か2月号でしたか、そのほうに載せております。以上です。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。今後の課題としてよろしくお願いいたします。

では次に、平等に起きる地震災害、能登半島地震の経験を生かす新しい防災対策、改革についてお聞きします。5点ほどありますので、一つずつお伺いします。

一つ目、まんのう町では、今回の能登半島地震の経験から何を学び、今後どのような対策を考えているのか、御教示ください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、今回の能登半島地震の経験から何を学び、今後どのような対策を考えているのかとの御質問にお答えいたします。

令和6年元日に発生した能登半島地震は最大震度7を観測し、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。令和6年2月20日時点の死者数は災害関連死を含む241名であり、うち約4割が家屋倒壊による圧迫、窒息死が原因でありました。

本町において、今後新たに実施する災害対策としては、家具類転倒防止対策サポート事

業の実施です。香川県の調査によりますと、南海トラフ最大クラスの地震が発生した場合、家具の転倒防止対策を100%実施することで、死傷者が4分の1に軽減されると言われております。次年度より香川県防災士会と連携し、家具固定の啓発活動や防災士による取付け支援の実施を計画しております。

家具類の転倒防止対策はすぐに実施できる自助対策であり、香川県の調査により一定の効果が見込まれていることから、固定率の向上に努めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

今回は私自身も仲間とともに協力して、微弱ながら被災地に支援物資を届けてきました。現地滞在は数時間でしたが、まさにニュースや新聞、テレビさながらの被災の光景でした。一言で言うのであれば、かける言葉がない、かけても恐らく届かない、そういった感情でした。

でも何人かの避難をしている方にお話を聞かせていただいたところ、被災直後、食べ物がありましたかとか、必要なものはありましたかとか、いろいろ聞かせていただきました。そのとき、冷たいけれど食べ物がありましたよと。数時間後には毛布とかそういったものも届きましたと言っていました。でも、冷たいけれど、弁当で非常に脂っこいと、そういったことも言われておりました。最後に、たださっぱりとした温かいものが食べたいと言われましたので、我々、キッチンカーのほうで野菜たっぷりの温かいみそ汁を出してあげたところ、すごく喜んでいただけたというのが現状でありました。

そこで、少し町長にお聞きしたい変わったことがあります。もしまんのう町でも能登半島地震や南海トラフ地震、同じ規模の地震が来たとき、食糧の確保というものを考えれば、非常に入手が困難となります。そこで、まんのう町にはコンビニが8店舗、スーパーが4店舗、ドラッグストアが店内店舗を含め2店舗あります。今後はそういったところと行政が災害時の協定を結び、まんのう町においては、食べ物を炊き出ししていただく方に無償で提供していただくとか、そういった対策というものを今後考えていただく、ライフラインの一つとしてまんのう町でこのようなことができないのか、一つだけお聞きしたいことがあります。お願いします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 鈴木議員さんの再質問にお答えします。

まんのう町でももし発災した場合に、コンビニであるとか、スーパーであるとか、やはり食べ物というのが一番被災されている方々にとっては非常に大切なものと認識しておりますので、今後、コンビニなどと連携するような方向で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

再質問をさせていただきます。先ほどの御答弁でいただきました、炊き出しをする側も材料の心配をしなくて済むということは非常にありがたいことであります。御検討をお願いいたします。

次に、御答弁の中にもありました能登半島地震の死者数は災害関連死を含む241名、うち約4割が家屋倒壊による圧迫、窒息死と言われました。そして、本町において、今後新たに実施する災害対策として、家具転倒防止対策サポート事業の実施を言われましたが、私は本当に大事なのはそこではなく、住宅耐震化率を上げることがもっと大事なことはないのかと思います。現に4割が家屋倒壊により、圧迫、窒息死と結果が出ています。

2月12日の四国新聞には、耐震化率のデータも出ていました。県内17市町で耐震化率が最も高いのが高松市で85%、残る7市も75%、また、町では小豆島町、土庄町、直島町、この3町も60%以上、最も悪いのがワースト1位でまんのう町の54%でした。この結果を見れば、旧耐震基準1980年前の建物がまんのう町に多いことが分かり、また、耐震化率が進んでいないことが分かります。家具転倒防止も大事なのは分かりますが、もっと大事なのは、その元である家の耐震補強工事ではないでしょうか。これは建設課でも補助事業があるのは分かりますが、進まぬ耐震補助事業化になっていないでしょうか。現在の状況を教えていただきたいと思います。

また、補助事業費について、分かる範囲で構いませんので、少しだけ教えていただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、本町における住宅耐震化の取組についての御質問にお答えいたします。

今年の1月に政府の地震調査委員会は、南海トラフ周辺で今後マグニチュード8から9の巨大地震が発生する確率を10年以内では約30%、30年以内では70から80%、50年以内では90%程度、もしくはそれ以上として発表しました。

また、南海トラフ地震において、最大クラスの地震が発生した場合には、まんのう町内で最大震度6弱、一部地域では6強の揺れが予想されております。

御指摘のとおり、本町において住宅の耐震化率が低迷しており、耐震化率が低いとされる要因といたしまして、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された住宅の比率が高いこと、また、旧耐震基準の住宅の耐震診断等が行われていないことによるものと考えております。

本町における住宅の耐震対策として、まんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金交付制度を設けており、旧耐震基準の住宅の耐震診断の補助に上限9万円、耐震診断により耐震基準を満たしていない住宅には、耐震改修工事の補助に上限100万円、簡易耐震工事の補助に上限50万円のほか、住宅の倒壊から生命を守るための耐震シェルター設置工事に上限20万円の補助金交付を行っております。

まんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金交付制度の有効活用を促進するため、制度の

広報はもとより、防災訓練や防災講習での啓発や、建築士と町の連携により耐震化の無料相談会を行うなど、耐震対策の普及啓発を促進するとともに、災害から町民の皆様の生命と財産を守るため、総合的な防災・減災対策に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。補助事業費を上げれば、莫大なお金がかかるのは分かります。しかし、まんのう町がワースト1位というのはよくないです。住み続けたいまちランキングで、まんのう町は全国で4位となっております。耐震化率のデータだけを見ると、災害に弱い町だと思われても仕方ない部分があります。

それに、ここ数年間の物価高騰化を含め、先ほど御答弁の中にありました上限額が100万円、これはいつまで同じ上限額でいくのでしょうか。しっかりと行政として御検討して、これからも考えていただきたいと思います。

それでもう一つ、御答弁の中にありました能登半島地震の死者数は災害関連死を含む241名とありました。災害関連死というのは重要な問題だと思います。災害関連死、これは災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に亡くなること、災害との因果関係が認められるものとなっております。喫緊で言えば熊本地震、2016年4月、このときのデータは直接死が50人、災害関連死が226人と、直接死の4倍以上が災害関連死なんです。このようなことから、能登半島地震は本当の災害関連死の人数というのは、これからまだ増えるかも分かりません。

また、今までは、被災後、避難所に避難し、2次災害から命を守る、被害を避けるということを考えていましたが、今は少しだけ違うと思います。被災者を一度町外、県外に疎開させるということが人の命を助けること、災害関連死を防ぐことになるそうです。これは既に結果データが出てきています。また、大規模な災害のときは、恐らく自治体も被災している現状だからです。そういったところで長期いるとすれば、情報が錯綜するだけだと思います。

そこで、少しお聞きします。まんのう町では大規模災害が起きたとき、一度は避難所に避難をしてもらいますが、そこから災害関連死を避ける働きをしていただけるのでしょうか、お聞きします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 鈴木議員さんの再質問にお答えします。

災害関連死、当該災害による負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、そして災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたものとありますけれども、当町でも発災した場合には、その災害関連死があるかもしれないということは推測できますので、それにつきましては、今後、防災計画の中で、しっかりとどこに避難していただいて、災害関連死を1人でも少なくしていくという取組を計画して検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、二つ目の質問です。現在、公民館などで保管している石油式発電機をＬＰガス発電機に変えていただきたいとの質問です。御答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、現在、公民館などで保管している石油式発電機のＬＰガス発電機に変えていただきたいとの御質問にお答えいたします。

現在、公民館などで保管している石油式発電機のＬＰガス発電機への変更についてですが、現在、公民館を含む町有施設には可搬型の石油式発電機を整備しております。石油式発電機は国内大手メーカーが長年発売しているスタンダードな発電機であり、また、インシヤルコスト、ランニングコストがＬＰガス発電機と比べて安価であることから、現在、採用しております。

御質問のＬＰガス発電機についてですが、災害時の燃料確保の観点から、ＬＰガスはほとんどの御家庭で使用されており、ガソリンと比べ保存性、可搬性が高く、ライフライン被害を受けた場合に大きな働きが期待されるものであります。

また、近年の激甚災害を受けて、防災備品として各種メーカーが積極的に販売していることかと思われます。

今後は現在整備している発電機の更新時や追加購入の際には、ＬＰガス発電機の導入について検討したいと思います。

なお、御承知のように、町内の中学校及び６小学校の体育館には、ＬＰガスを燃料とした空調設備を導入しておりますので、災害時には携帯などの充電も可能となり、避難者の電源供給を確保できる設備を整備しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

まず最初に、ＬＰガス発電機の導入を検討していただける御答弁を聞いてよかったです。ＬＰガスは燃料に比べて劣化しない、また、検査期間が６年といういい利点があります。燃料に関しては半年で劣化する、また、交換がその後、面倒だということがあります。数量を多く燃料の備蓄をすれば、少量危険物貯蔵取扱所、または消防署に条例の届出を出さないといけないといったこともあります。それを考えれば、やはりＬＰガス発電機の導入、もしくは燃料とＬＰガス両用可能な発電機もあるので、御検討していただきたいと思います。

次に三つ目、現在、公民館に備蓄品として保管している食料やパーティション、その他の増強、さらなる補充、または保管場所の管理体制の指導についてお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、現在、公民館に備蓄品として保管している食料やパーティションなどの増強、さらなる補充、保管場所の管理体制の指導の御質問にお答えいたします。

食料やパーティションなどの増強や保管場所の管理についてですが、現在、各公民館に食料やパーティションなどの備蓄物資を保管しておりますが、その保管方法は様々であります。備蓄品の保管については、避難場所開設時に備蓄品を円滑に配布・使用できるようにすること、また、平時に賞味期限や数量を適切に管理することが求められます。施設管理者において把握しやすいよう備蓄品リストを整備し、施設管理者や避難所開設職員などにおいて備蓄品を把握できる体制の構築を進めてまいります。

また、備蓄品のさらなる増強、補充についてであります。能登半島地震を受けて、パーティションや簡易ベッドなどの生活用品の配備数を見直し、追加購入を検討しております。しかし、生活用品の備蓄にあたっては、保管場所の確保といった課題もあります。現在は簡易倉庫や公民館内の倉庫に備蓄しておりますが、備蓄品のさらなる補充に当たり、十分な保管スペースの確保というのが課題であります。今後は保管場所の確保を含めた備蓄品の補充や適切な保管について検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁よく分かりました。

公民館や体育館、避難場所等になっているところの食料やパーティション、簡易式ベッド等、現在の数ではやはり少ない。多くしてほしいという意見が多くありました。

また、防災倉庫といいつつ、かなり離れた場所にあるところの施設があるようです。本当に必要なときに運ばせんといったようなことも聞きます。大事なものは館内に保管するように行政が指導してほしいと思います。いざというときに、離れた場所ではものが運べない、大事なものがすぐに使えないということがありますので、その点をよろしくお願い申し上げます。

4番目、町内でペットを飼っている方の災害時のペットの避難場所についてお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、町内で災害時のペットの避難場所との御質問にお答えいたします。

災害時のペットの避難場所についてですが、避難所では様々な方が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルは過去の災害を見ても発生しがちです。そのため、避難所敷地内にペット専用スペースを設けることとしておりますが、寝食を行う居室に入ることには身体障害者補助犬を除き困難であると考えております。

ただし、施設の規模や避難状況によって余裕がある場合には、避難者とペットと一緒に居住できる専用のスペースを設けることを避難所運営の中で検討していくことになります。

ので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁ありがとうございます。その内容の中でなんですけども、やはり寝食を共にするという意味では難しいことは分かります。でも、町内にゼロというのは困るところがあります。

考えてみれば、現在、大型事業所などもう閉鎖されて使われていないところ、民間の施設等など、そういった大きなところはまだあります。そういったところを町がお借りしてつくったりし、ペットの避難場所をつくっていただければ、お願いしたいと思います。

この問題は過去にも出てきたと思いますので、もう少し御検討をしていただきたいと思います。飼っている人にしたら、家族同然の問題でもあります。

また、ペットを飼っている人に、行政のほうからも呼びかけていただきたいのが、人間も災害のときには防災グッズを用意してくださいという。それと同様に、ペットの防災グッズも日頃からつくっていただきたい。避難をするときに連れていくのであれば、おむつ、またドッグフード、キャットフード、そういったものを保管して置いておくように啓発をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に五つ目、デジタル防災に係るBCP回線やまんのう町独自のアプリケーションの作成についてお聞きします。

まず、お手元に配付してあるこの資料を御覧ください。目を通していただけたらと思います。

昨年12月議会では、私は今の防災も大事ですが、さらに上に行くデジタル防災をまんのう町でも進めていただきたいと思いますとお申しました。デジタル防災に関しましては、次回の一般質問でしっかりと伺いしますと言いましたので、少し伺いさせていただきます。

BCP回線、通信障害対策用回線ですが、今まで大きな災害に遭われたところでは、必ずといっていいほど、被災後、通信障害が起きています。今回の能登半島地震でも、通信障害の復旧、スターリンクの整備までには11日間を要していました。この11日が長いかわいかなければ人それぞれですが、私個人としては長いと思います。この間、安否確認やまともな連絡ができないというからです。

そこで、お聞きします。能登半島地震の11日が恐らく通信障害復旧の最速の日数の目安となるはずですが、私はこれを11日ではなくゼロ日にできると思っております。それはただ事前に準備したらいいだけのことです。

まんのう町では通信障害対策用回線、BCP回線の対策をやっていたのか、また、まんのう町独自のアプリケーションについてもお聞きします。これも配付してある資料を見てください。

このように、アプリのほうでは一つ一つの情報や関連を点で仕事するのではなく、一つの線で結ぶことによって円になります。全ての情報が共有でき、すぐに確認ができます。こういった共有アプリや通信障害対策用回線、BCP回線をやっていたのかお聞き

します。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、デジタル防災に係るＢＣＰ回線や、まんのう町独自のアプリケーションの作成についてとの御質問にお答えいたします。

デジタル防災に係るＢＣＰ回線や、アプリケーションの作成についてですが、現在、ＢＣＰ回線として、通信回線が遮断した場合を想定した衛星電話を配備しております。また、次年度より携帯電話回線を使用したスマートフォンの導入を検討しております。

導入の目的は、携帯会社独自のアプリケーションを介したコミュニケーションツールとして整備することにより、一般電話回線が混線や通話不能状態となった場合の連絡手段の確保であります。また、災害時、対策本部と現場職員との情報共有にも活用できるものであり、被災状況や被災場所の把握についても、円滑に実施できるものであると考えております。

災害対応において、迅速かつ効率的な情報収集や共有は必須であります。まんのう町独自のアプリケーション作成については、現在、国、県において防災情報システムや避難所開設、物資調達システムが整備されておりますが、それら全ては通信回線や情報端末が確保できていることが前提のシステムになります。近年では多くの民間企業が有効なシステム・アプリを開発しておりますので、バックアップとなるようなアプリの活用について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

アプリに関してですけども、民間に依頼するとか、町内でできるのであれば、町の職員の皆さんに努力していただきたい。また、試行錯誤をしながら作成した、こういったアプリというものは、活用すれば、必ず便利だということはもう分かっています。その辺りをしっかりと検討していただき、進めていただきたいと思います。

次に、まんのう町の自主防災組織、自主防災活動の現状と今後の課題についてお聞きします。

参加していただく、活性化をしていく対策事業を啓発し、組織が立ち上がっていないところをなくす計画案についてお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、まんのう町の自主防災組織、自主防災活動の現状と課題について、参加していただく、活性化をしていく対策事業を啓発し、組織が立ち上がっていないところをなくす計画はとの御質問にお答えいたします。

自主防災組織の結成・活動については、地域住民による自発的な災害活動を行う自主防災組織の育成推進を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的として、自主防災組織育成推進要綱及び自主防災組織育成事業補助金交付要綱を定め、地域の防災活動や防災資機材の整備に対して補助を行っております。現在は３９の自主防災組織と連合自治会単

位で四つの自主防災組織連絡協議会が結成され、活動されております。

今後の課題といたしましては、組織の高齢化や自治会離れといった面もありますが、現在活動を行っていない組織に対する結成促進と自主防災組織の活動活性化や未結成地域があるといった課題があります。

組織結成につきましては、広報誌や町政懇談会などによる啓発のほか、防災アドバイザーによる住民団体や小中学校への防災講座を継続的に実施しております。

また、自主防災組織を結成しているが、訓練の実施ができていない組織に対しましても、訓練計画作成の段階から連携させていただき、町防災計画や各避難所運営マニュアル、自主防災組織や自治会内での役割分担に沿った訓練や、地域の方々に参加していただけるような訓練の提案を行い、防災力のレベルアップや行政等の関係機関との連携強化を図っていきたいと考えております。

また、自主防災組織の結成や活動のさらなる活性化を図るため、今後、香川県防災士会による啓発活動や講座等の実施を計画しております。長年の活動により防災に関する専門知識や、家具固定のノウハウを蓄積しております防災士による講座等を行うことにより、活動の活性化や地域防災リーダーとなる人材育成についても有効であると期待をいたしております。

自主防災組織の結成、活動活性化は、中心となるリーダー的存在の役割が重要であると考えておりますので、今後とも啓発と活動支援、人材育成の三つの取組を推進していく考えでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。しっかりと啓発と人材育成、活動支援をしていただきたいと思います。

また、香川県防災士会による啓発活動や講座等の実施を計画しておられると言っていたが、この計画はなるべく早くお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2問目の質問に入ります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 それでは、2問目の質問に入ります。

町行政、令和6年度の住民生活支援対策はについて、これも二つほどお聞きします。

世界情勢の影響により、近年、不安定な国際社会の中で、平和と安定を確立していかなければ、今の物価高騰化、経済のグローバル化や好循環による賃金の上昇、デフレ脱却の実現を図ることはもはや先送りできない喫緊の課題であります。

このようなことから、今なお住民の方々は日々の生活に、日常生活に苦しんで困っている状況であります。いつ物価の高止まりが来るのか、景気の悪化が収まるのか、経済成長の停滞の終わりを迎えられるのか、心配ばかりの現状であります。

コロナ対策で出された地方創生臨時交付金終了後のまんのう町がどのような支援対策をやるのか、物価高騰化が今なお続く中、住民が喜ぶ支援対策とは何か。その中でも令和5年に実施していただいた地域応援商品券事業をこの令和6年にも実施していただけるのか、御教示ください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、令和6年度の住民生活支援対策についての御質問にお答えいたします。

原油価格や物価の高騰などによる町民の家計負担の軽減と地域内消費喚起による商工事業者の活性化のため、町内の商工会加盟店で利用できるまんのう町地域応援商品券1万円の全世帯無料配布を令和6年度も実施し、物価高騰に対する住民生活支援を行います。

対象者は令和6年4月1日現在でまんのう町に住所登録されている世帯主に対し、1万円の地域応援商品券を配布いたします。実施時期は令和6年6月中の引換えを目指し、事務を進めております。商品券の引換え並びに使用期限につきましては、令和7年1月末までとする予定でございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。安心いたしました。また今年も住民の方が喜ばれ、すごく助かると思います。また、ありがたいですとかの声を聞けるとと思います。

それでは、二つ目の質問に入ります。

昨年、令和5年度は非課税世帯の方を中心に給付事業が行われました。6年度は課税世帯に給付事業や調整給付があるとのことですが、いま一度、詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

令和5年度は町民税非課税世帯、均等割のみ課税の世帯に3万円を7月から11月にかけて給付させていただきました。さらに、現在、町民税非課税世帯に対し、7万円を追加して給付させていただいております。こちらは年度内に完了予定となっております。今回、3月補正予算にて計上させていただいております物価高騰対応支援金事業では、均等割のみ課税の世帯の皆様にも追加で7万円給付させていただくというものでございます。さらに、非課税世帯、均等割のみ課税の世帯の世帯員である平成17年4月2日生まれ以降の児童に対しまして、1人当たり5万円を世帯主の方に加算給付させていただく予定といたしております。

そして、令和6年度は、給付ということではございませんが、定額減税がございます。これは、税の扶養親族1人当たり住民税で1万円、所得税で3万円が減税されるというもので、例えば扶養親族1人の場合、納税者本人と合わせて2人分で住民税所得割2万円、所得税6万円が控除されるというものでございます。

そして、鈴木議員さんのおっしゃられている給付がございます。これは調整給付と呼ばれておりまして、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を調整の上、給付するというものでございます。例えば先ほどの住民税2万円、所得税6万円の減税の方で、確定した住民税所得割が3万円、所得税が1万円の場合、住民税の控除は上限の2万円まで控除しておりますが、所得税については6万円の減税の上限に対し、1万円しか引くことができず、5万円が引き切れませんので、5万円を調整給付として給付させていただくというものでございます。こちらにつきましては、令和6年度の補正予算にて対応させていただきたいと考えております。補正の時期、事業開始については、今後の国からの通知、他団体の動向を注視しながら決めていきたいと考えております。

次に、福祉保険課では、これまでに住民税非課税世帯や均等割世帯等、低所得者への臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、出産祝い臨時特別給付金、心身障害者福祉年金特別給付金、社会福祉施設等物価高騰対策支援金などの支援事業を行ってまいりましたが、今後、これらの事業を国の支援なしで継続させることは大変難しいと考えております。

こういった状況の中、町財政に負担をかけずにできる支援、福祉保険課では、地域の高齢者が集まる場合は、参加される高齢者の方だけでなく、お世話をされる地域の方々のフレイル予防にもつながることから、地域の方々が集える場をもっと増やせればと考えております。

現在の認知症カフェや敬老会の開催については、地域の方々が自らの発信で積極的に立ち上げて、御活躍いただいております。町は委託事業にて助成させていただいているところですが、物価高騰の影響により、認知症カフェで使うお茶やお菓子、また、会食を伴う敬老会のお弁当やお茶の調達に頭を悩まされていることから、令和6年度の予算につきましては、認知症カフェの助成については5,000円から6,000円に引き上げ、また、弁当などの飲食を伴う交流型の敬老会については、参加者1人当たり200円を加算する予定で予算化しております。

微力ではありますが、今後もこれらの事業が継続できるよう支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 本当に詳しい御答弁ありがとうございました。

今回であらゆる世帯に給付、減税というのが行き届いたわけですね。これからも特に低額所得者に対しては、まんのう町で生活をなさっている方、さらなる手厚い給付事業を考えていただきたいと思います。

所得が少ない方は、今の物価高騰化の中では非常に生活が苦しく、支援が必要だと思います。切実な思いをお願いいたします。

最後になりますが、今回3月議会で一般質問をさせていただいた災害に負けない防災力と地域応援商品券事業、無料配布の住民生活支援対策については、まんのう町でしっかり

と遂行していただくと、どの市町もやっていない初の試みとなると思います。どうかファーストペンギンの気持ちと勇気で取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私の令和6年3月議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。2点ほどについてであります。まず1点目は、南海トラフ地震等の大災害に備えた防災対策を問うということであります。そして2点目には、町道、生活道等の未整備箇所と今後の対応を問うの2点であります。

それではまず最初、1点目の南海トラフ地震等の大災害に備えた防災対策についてであります。

本年1月1日に発生しました能登半島地震において亡くなりました241名の方に対して、心から御冥福をお祈りしたいと思います。そしてまた、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

1月末時点で建物被害は4万6,000棟余りと報道されておりましたが、2月末の今日では、建物被害が7万5,000棟余りであり、避難所生活をされている方が1万1,400人余りと、今なお断水されている家庭が1万8,800余りと、復旧はなかなか進んでいないのが現状であります。

亡くなられた方の多くは、やはり津波とか火災等によるものもありますが、多くの方が建物の倒壊により亡くなられております。そして高齢者が多く、建物の耐震化の遅れが指摘されておりますが、本町においても耐震化率54%と県下でも最下位であり、耐震化が急がれるところでありますが、今後どのように対応されるのか、町長のお考えをお伺いいたします。重なりますが、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、南海トラフ地震等の大災害に備えた防災対策を問うについてのお答えをさせていただきます。

松下議員さん御指摘のとおり、本町において住宅の耐震化率が低迷しており、耐震化率が低いとされる要因として、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された住宅の比率が高いこと、また、旧耐震基準の住宅の耐震診断等が行われていないことによるものと

考えております。

本町における住宅の耐震対策として、まんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金交付制度を設けており、旧耐震基準の住宅の耐震診断の補助には上限 9 万円、耐震診断により耐震基準を満たしていない住宅には、耐震改修工事の補助に上限 1 0 0 万円、簡易耐震工事の補助に上限 5 0 万円のほか、住宅の倒壊から生命を守るための耐震シェルター設置工事に上限 2 0 万円の補助金交付を行っております。

まんのう町民間住宅耐震対策事業費補助金交付制度の有効活用を促進するため、制度の広報はもとより、防災訓練や防災講習での啓発や建築士と町の連携により耐震化の無料相談会を行うなど、耐震対策の普及啓発を促進するとともに、災害から町民の皆様の生命と財産を守るため、総合的な防災・減災対策に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ただいま、町長の答弁をいただきましてありがとうございます。町長の答弁の中にもありましたように、やはり耐震化率は能登半島地震においても同じであります。まんのう町も高齢化率が高く、高齢世帯においてはかなりの負担が伴います。耐震化というのは遅れたのではないかと考えております。今後、それらについて町の指導を行っていただき、できるだけ耐震化率を上げていただきたらと考えております。

そして、輪島の朝市におけます大火災におきましては、240 棟余り、そしてその他を合わせますと 300 棟余りが焼失しております。そして、その建物の倒壊により消火栓等も使えなかったり、また、水道の断水により使用できないということもありました。そしてまた、川も重複することにより、水が使えないということで、消防の方々も現場へ駆けつけられておりますが、手の施しようがなかったと、この間のテレビでも報道されておりましたが、本町においても水道の耐震化が急がれるところであります。現在の水道の耐震化とか設備等につきまして、分かりましたら御回答をお願いしたと思います。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 広域に移っておりますので、水道課ということではありませんが、もし分かりましたら、また後から報告をいただきたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

今回の能登半島地震において、全国から緊急援助隊が駆けつけるも、道路が寸断され、大型消防車両等が現地に入れず、救助活動が遅れております。本町でも大災害に備え、道路網の整備が急がれますが、土器川沿いに琴南へ向かって国道 438 号 1 本しかないのが現状でないかと思われます。

そこで、成政浄水場から桜づつみにかけましての約 1 キロ余りを、できましたら町道白山 2 号線、そしてまた、造田六地藏線へつながればと思われます。そして、災害時の迂回路としても利用できるのではないかと考えられますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、土器川沿いの通行に関する御質問にお答えいたします。

大規模な地震が起きた場合には、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施する必要性が生じます。そのため、国道438号においては、緊急車両等の通行を確保すべき重要な路線であり、香川県では広域的な輸送に必要な主要幹線道路として1次輸送確保路線に位置づけられております。

これに伴い、1次輸送確保路線においては、災害時の輸送路としての機能を果たすために、橋梁の補強工事や道路のり面の崩壊・損傷が予想される箇所の補強工事などが行われているところでございます。したがって、発災時に国道438号線が寸断された場合は、通行ができるよう優先的に災害復旧工事等が行われるものと考えております。

しかしながら、被災の状況次第では、災害復旧工事が遅れることも想定されます。その場合は、成政浄水場付近や琴南地区にアクセスする手段として、炭所東地区を経由する県道造田滝宮線のルートや、吉野地区から中讃南部広域農道を通るルートが有効なアクセス手段と考えております。

また、御質問のとおり、土器川右岸の成政浄水場付近から上流方向へは山林が河川まで迫っており、上下流間を山林によって隔てられていることから、ともに行き止まりの状況となっています。このような状況の中、上流側につきましては、香川県の河川護岸改修により、山際まで護岸が延長整備されたところでございます。

また、護岸整備された区間を含め、上流側約0.6キロメートルにつきましては、主に河川管理用通路として使用されており、幅員が2メートル程度で車両の対向ができないため、国道438号の代替ルートとしての利用は困難な状況でございます。

本件につきましては、地元要望もあり、今後、限られた財源により道路整備等への投資の重点化が求められる中で、その他の地域から寄せられている要望も含めて、公共性やその効果、コスト等を比較・検証しながら、効果的な事業推進に努めるべく検討してまいり所存でありますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。ただいま町長の答弁でいただきましたように、成政浄水場から白山2号線ですか、そちらへ向いての道路でありますけど、今、申されましたように、山を控えており、最近、護岸工事ができておるような、これ、道路も一体となって整備されてるのかと思っておりましたら、護岸だけでありましたが、と申しますのも、成政浄水場のところには潜水橋が3か所ほどありますけど、4トン車が何とか通れるんでないかと思われましてのは成政浄水場の1か所でないかと思われまして。そういうところで、なかなか厳しいところとは思われますが、今、申されましたように、約600メートルから1キロですか、その間の拡幅をできれば検討していただきたい。今後、考えてもらうようお願いしておきたいと思っております。

それでは、2点目の1番目を終わります。

○白川正樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可します。

○松下一美議員 町道、生活道等の未整備箇所と今後の対応等々であります。町道においては拡幅の申請を出すも、まだ一向に進まないとか、あるいは延長が200メートル近くもありますが、幅員も2メートル20から3メートル近くとありますが、町道とはなっておりません。生活用道路ということでもありますけど、いずれにいたしましても、未舗装部分でありますので、対応が急がれると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、町道、生活道等の未整備箇所と今後の対応を問うとの御質問にお答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、道路等のインフラ整備においても多様なニーズがあり、限られた財源の中で、路線の交通量や老朽化等の状況と公共性など、事業の必要性とその効果の観点を基に、効率的なインフラ整備が求められております。

また、本町の町道は約418キロメートルを超える延長となっており、交通状況などを勘案し、危険度が高い案件の維持補修などを優先的に実施しているところでございます。

このような状況の中、道路整備等による要望は多数寄せられており、要望書の提出をいただいたことで内容を勘案し、道路維持や交通安全整備及び道路整備の事業分類の下、全町的な観点で緊急性、重要性、コスト及び効果等を検討し、事業を実施していく所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。ただいま町長の答弁いただきましたが、本町においては、合併後、満濃中学校をはじめ、小学校の改築、耐震工事、そしてまた、放課後児童クラブ、仲南こども園、満濃南こども園等、公民館の改築もほぼ終えてきておるところであります。そしてまた、琴南総合センターとか、町長の下でしっかりとほとんど完成を見ておるところであります。今後はインフラ整備が急がれると思います。町においては、ただいま町長が申されましたように、町道の延長が400キロ余りにも及んでおります。そしてまた、橋にいたしましても255橋と、長いのになりますと、道德寺橋がつい最近完成したところでもありますけど、全長約45メートルにもなりますが、工事費もやはり1億5,000万円余りと、財政負担もかなりかかってまいります。

今後の町道、生活道の整備が急がれますが、町長のお考えをなおお聞きいたします。

○白川正樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 松下一美議員の再質問にお答えします。

町長のお考えということではあります。当然議員さんがおっしゃられるようにインフラ整備、特に高度経済成長期に整備した道路に限らず、水路、また水道管、下水管、こういったところがもろもろ老朽化してきております。今後もこの老朽化というものは年を追

うごとにひどくなっていくという状況ですので、当然まずは財源確保というところで、町だけの財源ではなかなか難しいところもありますということで、県や国からの補助金、また、有利な起債等々も含め、できるだけ努力をしてこういった財源を確保した上で、今、言われたインフラ整備、こちらに全力を挙げる所存です。

○白川正樹議長 松下一美君。

○松下一美議員 町道、生活道と申し上げておりますけど、路線名を申し上げるのはどうかと思いますけど、一つには大向地区におきます池下高屋原線から北へ200メートル余りでありますけど、幅員も先ほど申しましたように、2メートル20から、広いところでは3メートルあります。当然、今までに町道に認定されていなければならない箇所と思われるんですが、いろんなことで成立が遅れておるのではないかと考えております。

そしてまた、もう一つは神野地区の泥田薬師線でありますけど、全長は300メートル近くあります。そういう中でありまして、地元が申請を出して5年以上経過しておりますが、それぞれ申請箇所も多いのかと考えております。

しかし、この路線にいたしましても、下に坊谷川いうんですか、深さも約5メートル近くあると思われます。そしてまた、2トン車ほどの車が年に2回ほどトイレのくみ取りの、そしてまた、プロパンの配達等が行われるそうでありますけど、後輪の一つは外さなければ通れないような箇所もあると聞いております。そういうところでもし落輪とかいうことがありますと、レッカー車も入っていけないという非常に危険なところありますので、なお今後十分検討いただいて、早めの着手、拡幅にかかっていただきますようお願い申し上げます。

以上で、簡単ではありますが、一般質問を終わらせていただきます。十分検討のほど、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、高篠公民館、こども園、小学校周辺に町駐車場を求めるについての質問をさせていただきます。

私は平成30年6月定例会一般質問で、高篠ふれあいセンターの元となる建物は平成12年、元被服会社を建物ごと町が購入して、平成13年2月28日に改修工事を完了し、高篠ふれあいセンターとして、地区住民の憩いの場や避難場所、そして高篠小放課後児童クラブの使用など、地域の皆様の大切な場所でした。しかし、耐震性が確保されていない、補強工事も難しい建物だったので、高篠ふれあいセンターの建て替えの要望をしました。

そして、令和2年3月定例会、令和2年重点事業として、高篠公民館整備事業3億6,900万円で可決されました。

そして、令和3年4月、耐震性を確保した高篠公民館が業務開始となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大で公民館の使用が思うようにできず、各行事の中止が続いてい

ました。

しかし、新型コロナウイルス５類移行後、徐々に行事等がコロナ前に戻り始め、感染症予防対策を行いながら実施するようになりました。

そして、高篠公民館でも新築後、初めて今年、コロナ前の同様の公民館祭りを実施しました。現在の駐車場は高篠公民館と高篠小放課後児童クラブとの兼用の駐車場です。高篠公民館祭りのときの駐車場は野外でのだんご汁づくり、食事コーナー、催し物をするコーナー、キッチンカーコーナー等で、大半は駐車場として使用はできませんでした。

以前から小学校の運動会などのときなど、路上駐車を多く見かけて、交通事故の危険性がありました。今回は旧ＪＡ高篠出張所の駐車場やグループホームよりあいの一部駐車場をお借りしていましたが、公民館祭りに来館して、駐車場に困っている方が多くいました。また、駐車場不足で来館を不安に感じていたと言っている方もいました。

高篠地区において、以前から駐車場不足が課題でした。他の地区においては、琴南、仲南、神野、吉野、長炭等は駐車場の広さが解決し、四条地区では満濃農村環境改善センター取壊し後、駐車場にする予定なので、ほぼ解決しつつあります。

令和６年１月２１日に開催した第１４回まんのう町議会及びまんのう町連合自治会の意見交換の資料で、小地区別の１０年後の人口の見通しがデータで示され、高篠地区は令和２年公文人口５６８人から令和１２年人口５９９人、令和２年東高篠人口１，３５２人から令和１２年１，３１６人、令和２年西高篠人口４５０人から令和１２年４７７人、令和２年羽間人口６１３人から令和１２年５９７人となっております。高篠地区を合計してみますと、令和２年人口が２，９８５人、令和１２年人口が２，９８９人となり、高篠地区は他の地区より微増ですが、１０年後人口の見通しデータでは増加傾向となっております。そのような高篠地区なのに、どうして高篠公民館、こども園、小学校周辺に町駐車場不足が生じているか疑問です。

今年の１月１日に能登半島地震が起きました。災害で被災された皆様にはお見舞い申し上げますとともに、心より復興を祈っております。

我が町まんのう町でも、いつ南海トラフ地震が起きて、被災地になるかもしれません。災害が起きたとき、高篠公民館、高篠小学校体育館が避難場所となっております。最近では、いろいろな理由で避難所で生活をせず、車中泊避難という選択をなさる方もいます。駐車場の確保が重要です。

今まで高篠地区の町駐車場の検討はなされてい了吗か。たくさんの地域住民はどこに避難すればよいのでしょうか。真剣な問題です。もし検討なされていないなら、早急に御対応をお願いします。

以前、高篠公民館改築工事の会合の折、ＪＡ香川県高篠出張所が閉店後、跡地を町駐車場にするという提案が町よりありました。現在は既に閉店となっております。その後の進展状況をお示しください。御答弁よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、高篠公民館、こども園、小学校周辺に駐車場を求めるについての御答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス 5 類移行後、高篠地区においては駐車場不足が課題である。他の地区においては解決しつつある。高篠地区の町駐車場の検討はなされているのかとの質問及び質問 2 番、高篠公民館改築事業の会合の折、J A 香川県高篠出張所が閉店後、跡地を町駐車場にするという提案が町よりあったが、その後の進展はについて、同趣旨と思われるので、一括してお答えさせていただきます。

初めに、京兼議員御指摘のように、現在、高篠公民館、こども園、小学校周辺での公民館行事、こども園・学校行事などのときは駐車場が少ない状況であると認識しております。現状といたしましては、社会福祉法人や J A 高篠出張所跡などの駐車場を御厚意で借りている状況であります。

また、旧高篠コミュニティセンターにつきましては、現在、公設の消防団屯所として利用しておりますので、今後、J A 高篠出張所跡地及び小学校北側にあります J A 倉庫用地につきまして、どの程度の需要があるか、総合的に検討して判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 京兼愛子君。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。

最後ですけど、どの地区も取り残さないまんのう町であってほしいと願います。高篠地区を見捨てないでください。安心・安全な地区にしてください。

高篠公民館、こども園、小学校周辺に町の駐車場を強く強く強く求めます。以上です。今後を期待しております。よろしく申し上げます。町長と副町長、副町長は地元でございます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの再質問にお答えいたします。

高篠を取り残すということは絶対にありませんし、十分周辺の状況等も検討させていただいて、早い時期に実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 京兼愛子君。

○京兼愛子議員 力強いお言葉ありがとうございました。今後を期待いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、5 番、京兼愛子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6 番、竹林昌秀君、1 番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 大抵、初日の 1 番目か 2 番目か 3 番目ぐらいに質問してたんですけど、今回は 6 番目ということで、6 番目はまた別のノウハウが要るのかなと思ったりしますが、うまくいくかどうか、皆様、よろしくお願い申し上げます。

私のタブレットの一般質問、竹林昌秀を開けてください。香川県農業農村基本計画、それが載っていると思いますので、それを踏まえてお話しするということでもあります。

随分2月は暖かくて、雨が降って、麦が四条、吉野、高篠、すくすく伸びておりますね。私が、合併して、この庁舎へ出勤し始めた頃の4月の初めぐらいに、今、あの状態ぐらいに、1か月早く伸びてるんじゃないか、そんな気さえします。

我が家ではチューリップを250個、球根を植えまして、芽が出てすくすく、種はまくと芽が出るかどうか分からんですが、球根はまいといたら必ず出ますね。

12月から2月の間は我が家はナンテン屋敷なんですけど、4月はチューリップとヒヤシンス屋敷になるかもしれません。気の向く方はお越しいただければと思います。

さて、私の一つ目の質問は、新たな食料・農業・農村基本計画、これは政府の計画ですね。これとみどりの食料システム戦略、これは政府なんです。それから香川県農業・農村基本計画の多様な担い手育成方針、この説明を求めるものであります。

これは実は私も何回も質問してまして、平成30年の3月議会、令和5年の3月、6月、9月、これは常任委員長から一般質問してくれやということだったんで、3連発やったんですね。そしたら、その間で総理大臣が農業基本法の改正を打ち出しました。これはチャンスが来たぞというわけですね。それから平成4年の秋には香川県が農業・農村基本計画を発表してくれたわけです。これは私が考える方向にいきよるわというところなんですけど、町長からこの国・県の政策の方向性について説明をお願い申し上げます。どう把握しているのか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされております。

現在、気候変動への対応や不安定な国際情勢などによる食料の安定的な供給の確保など、農業を取り巻く課題が大きく変わっておりますが、農業政策の指針となる食料・農業・農村基本法は、施行以来、一度も改正されることなく、20年以上が経過しております。このため、政府は食料安全保障の強化を図るとともに、一次産業の持続的な成長を推進する必要があるとして、基本法の改正に向けて検討を進めており、令和6年通常国会への改正案提出を目指しているとのことです。

昨年の12月27日に食料・農業・農村政策の新たな展開方法に基づく施策の全体像が公表されまして、その中で農地の総量確保と適正かつ有効利用に向けた農地法制の見直しが示されており、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても、所要の措置を講じていく必要があると提言されております。

また、みどりの食料システム戦略でも、基本計画同様に将来にわたって食料の安定供給を図るための農林水産行政の方向性が示されております。このみどりの食料システム戦略

では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、中長期的な観点から、調達、生産、加工流通、消費の各段階の取組と環境負荷軽減を目指しているものであります。

さらに、現行の香川県農業・農村基本計画では、農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりを基本目標として、三つの基本方針を掲げております。この香川県農業・農村基本計画に施策の展開方向として担い手の確保や育成が示されており、新規就農者等の確保、担い手の育成及び支援、農業経営力の向上が重点施策として位置づけられております。

本町においても、これらの理念や目的などに基づいて、様々な農業施策を実施しておりますが、とりわけ農業の担い手育成や確保には大変苦慮しているところでございます。農業の労働力不足が深刻化する中、家族経営における後継者などへの確実な経営承継に加え、兼業農家なども軸とした継続可能な経営体づくりなど、地域農業を担う者の確保や育成に向けた取組や、管理できなくなった農地や土地改良施設の保全活動、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動がますます重要になると考えております。

こうしたことから、地域が抱える現状や課題を整理した上で、担い手の方だけでなく、水利関係者や自治会の代表者など、幅広い意見を取り入れながら話し合い、将来の地域農業の在り方や課題解決策を決めるため、農業に関する地域計画の策定に着手しているところでございます。この地域計画に認定農業者だけでなく、兼業農家の方も農業を担う者として位置づけ、農地の最適利用を進めてまいりたいと考えております。

地域計画の策定に当たりましては、農業委員会が推進母体として実施しており、より発展的に農地の保全や活用が図られるものと期待しておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の最後のところ、非常に我々実質影響があるところで、これをどう我々が使いこなすかということになりますね。町長のお話にもありましたように、現行の食料・農業・農村基本法は認定農業者でなかったら支援せんぞという仕組み、それから法人営農は育てましたね。それから集落営農も育てたんですが、香川県の大多数を占めた2種兼業、勤め人の給料のほうが多くて、農業が補助的な収入になつとるとこの2種兼業への支援策はないに等しくて、私の追上の人たちも、わしら放り出されとんじやかと、そういう声を聞きます。これをいち早く対応したのが県でありまして、タブレットを見てください。これは農水省のホームページで、農水省が報告されたもので、農水省は香川県の農政を際立ったものとしてホームページ上で発表してます。これを見てください。

町長の話にありましたように、農林課が地域計画をつくって最先端でやっておりますよね。この地域計画にのっとったら何とかしてやるぞというのが県ですよ。この地域計画とそれにのせる県の補助金制度がどうなっているのか、この説明を求めたいと思います。とにかくこの質問に私の根幹は尽きます。何回も今まで問うてきて申し訳ないんですが、本会議場は壮大な普及啓発と学習の場と心得ますので、何回でも勉強しましょう。県の単

独補助金制度、この施策内容の説明を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、食料・農業・農村基本計画や基本法などについてお答えいたしました。認定農業者などの核となる担い手に支援を集中して経営発展や法人化を推進してきた結果、一定の成果は上がってきているものの、核となる担い手だけで農地を維持することは困難で、現在、農地の約7割は非担い手の農家が支える現状です。

こういった現状を受けて、香川県が独自に多様な農業人材への支援として、多様な農業人材認定制度の創設を検討しております。支援事業の内容を申し上げますと、市町が策定する地域計画に農業を担う者として位置づけられ、多様な農業人材経営計画の認定を受けた方に対して、経営発展に必要な営農用機械や施設の整備を支援するといった内容です。助成額につきましては事業費の3分の1で、内訳は香川県が事業費の6分の1、市町が同じく6分の1で、上限額が事業費200万円となっております。必要な予算措置につきましては、対象者を精査でき次第、対応いたしますので、御理解賜りたいと思います。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 1件200万円上限にやりますということですね。

私もちょっと県へ行って、町長の説明した内容の資料を手に入れて、農林課とも協議してまいったんですけど、今、あれを見ますと、香川県に令和3年段階では認定農業者は1,702人しかおらんのですよね。ここへ農業の助成金を集中しとったという。ほとんどほったらかされて、兼業農家の総農家数に占める割合や高さは平成27年センサスでは兼業農家は81.5%ですね、香川県。こんな状態やから、遊休農地の割合は全国で5番目、東京が1番で、それに対して、ほいじゃあ県の助成制度はそれでいいんやけど、町は上乘せせんのか、農業立町の我が町は独自政策、県のに上乘せする仕組みを考えていいんじゃないかと思うんですが、町長のお考えを伺います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、県の補助金に上乘せする町の独自施策をどうするのかとの質問にお答えいたします。

今後の食料・農業・農村基本法の改正に併せて、これまでの担い手中心の農業政策から市町が策定する地域計画に農業を担う者に位置づけられる方々を加えた農業政策に発展するものと考えております。多様な農業人材認定制度にも示されておりますとおり、今後、地域計画が農業支援の重要な役割を担うことから、令和6年度中に地域計画を策定し、意欲的な農家の方々に有利な支援事業に取り組んでいただけるよう、支援体制を強化してまいります。

先ほどの質問にもありました農家への支援メニューは適宜示されると思いますが、多様な農業人材認定制度のような一部が県負担、一部が市町負担となる補助事業などの予算が適正に確保できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

す。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 県が何ぼ出すは、町が何ぼ出してくれとって、県が6分の1出します、市町村が6分の1出してくれ、農業者は3分の2に出してくれ、トラクターや田植え機や温室とかコンバインに金出してやるぞというわけですね。これで県議会でも質問してもらうんですが、中古はどないするんやと。多様な農業人材育成は1人当たり100万円が上限ですね。うちが上乗せしたらどうやと、これが私の考えでありまして、最先端を走っていいんじゃないか。

乳幼児医療に上乗せして中学生まで医療費無料にしたのは県下を先駆けしましたね。本町が、町長、先駆けしたら、これは評判になりますね。農水省も香川県のは注目されているわけです。その具体策が要ると。香川県は農地最適利用マネジメントの推進というのを進めていて、本町の農林課は香川県のトップリーダーですね。うちの町の様子を見もって県は考えよるんじゃないかというぐらい、県と密接な関係をつないでようでございます。私も何回も県庁の中へ行くし、普及センターへ行ってまいったんですけど、うちの町への信頼は高い。

県も基本は地元がちゃんとやるんやったら指導に応援に参りますよということですね。上乗せの検討、そして県が対象にしてない隙間をどうするかという横出し、条例制定権の考えでいくと横出し、これをどう考えるのか、これを併せて伺います。県がせんことをしたってええやないかというわけですね。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

現在、認定農業者など、農業の中心的役割を担う農家さんへの支援として、関係機関との連携を軸に様々な補助事業を活用しておりますが、昨今の主食用米の販売価格低迷などにより、耕作への意欲が低くなるなどの課題があり、収入の安定を図るために、畜産農家との耕畜連携によるWCS用稲への転換や、安定生産の省力化を推進するための農業機械などの導入支援や収入保険への加入促進事業などを継続して、作付減少に歯止めをかけてまいります。

冒頭で申し上げました香川県農業・農村基本計画の中で示されております担い手の確保や育成の方針にありますとおり、まんのう町においても例外なく担い手の確保や育成が急務であることは御承知のとおりです。

農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりを実現するためには、新規就農者の育成や農業集団の育成に対し、農業次世代人材投資基金などを活用し、就農直後の経営確立を支援するなど、あらゆる農業施策や支援をより一層推進してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は上乗せと横出しはとりあえず要綱で出して、それがうまく落ち

着く先を見つけたら、条例化して制度として固めたらどうかと、そんなふうに思っております。

私どもの町は土地改良のところから助成していただいて、材料支給していただいて、農道ののり面にビニールシートを集落を挙げてやっております。16人ぐらい作業に寄って、私より若いのは3人しか来とらん。みんな私の上の80歳に手が届こうか、70半ばの人が頑張っとするんですよ。認定農業者や経営体制を整えたや言うておれん。田んぼをする人は誰でもええわ、手伝ってやるわにせないかんと思う。それには産直市だと思う。私は景観作物で、実のなるところまで栽培能力がないですからやらんのですが、やっぱり売れないかんですね。じいちゃん、ばあちゃん、母ちゃん、定年退職した人が細々と出せて売れるのは農協の系統出荷では無理ですね。優品にならん、秀品にならん、外れる。産直市で鮮度さえあれば、ちょっと2級品やけど何とか売れるという。産直市は本町みたいに山があり、斜面の果樹があり、平地がありという多品種少量生産で、全く本町向きだと思いますね。産直市出荷を奨励すれば、産直市系統の経営が安定しますから、みんな産直市へ出荷したら得するんでという仕組みをつくってやったら、産直市の経営を支援するとともに、県が言う多様な担い手を支援できるんじゃないかというわけですね。

私どもの集落に、高知で有機農法を勉強した人が来て、私が農地をあっせんしてあげてやりよるんですけど、自分たちが作ったものは農協の出荷なんかには混ぜてもらいたくない、自分たちのブランドで売りたいというたら産直市からですね。それから出張販売に持っていったりという。出張販売というのは、これは航空母艦であって、消費地へ乗り込んでいくわけですね。移動できる。だからそういうものを支援する仕組みが要るんじゃないんかと思うんですが、本町独自の産直市を多様な農業者、兼業農家、じじ、ばば、母ちゃんが使えり仕組みを拡充したらどうかと思う。町長、いかがお考えになりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、産直市への出荷を促進する助成策を独自に展開すべきではないのかとの御質問にお答えいたします。

産直市につきましては、申し上げるまでもなく、地産地消の推進母体となっている販売施設でありますことから、産直市が抱える問題点や課題などの調査研究を行い、行政として支援できることがあれば、体制を確立してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私、この3月議会で産直市とか塩入温泉とかコンサルタントが指導してくれた内容、それから私が提言したのを5種類ぐらいパワーポイントで出してあるので、それを何を実行したのかという質問を出したんですが、ちょっと待ってくれということやったんで、先へ繰り延べしとるんですよ。

この農政のところで、産直市のでこ入れ策を講じてくれたら、地域振興課とか企画のところには任せておかずに、企画なんていうのは指定管理者の仕組みやから、入札やる仕組み

と契約係と同じ仕事をしよるんですよ。あそこはルールを守らすところですよ。

それから、そうじゃなくて、農業が盛んになれば、産直市が活性化するわけですが、私が産直市、平成4年に立ち上がった頃を見てた人たちは、みんな極楽へ往生されて、極楽で産直市をしよるかも分かんと思います。

やっぱり次の人たちをどう育てていくか、有利な仕組みとして制度設計をする、条例制定権を使ったらどうかというのがここにあります。

それで、役場を辞めた人と農協を辞めた人と郵便局を辞めた人とか、退職者はみんな一生懸命やりよります。農業大学校へ入り直した人もいますね。この人たちは15年ぐらいはやれますから、ここらを応援したらどうか。退職者農業の支援が、町長が今、答弁した中でできますか。そこを何か仕組みを考えてほしいわけです。御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの退職者の耕作支援はできるのかとの御質問にお答えいたします。

農業の労働力不足が深刻化する中、家族経営における後継者などへの確実な経営承継に加え、兼業農家なども軸とした継続可能な経営体づくりなど、地域農業を担う者の確保や育成に向けた取組や、管理できなくなった農地や土地改良施設の保全活動、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動がますます重要になると考えております。

御指摘の担い手以外の農業経営者に対する支援につきましては、7反以上を耕作され、規模拡大の申請がありました方には、面積に応じて町単独の農地集積補助金を交付する制度がございますので、活用いただきたいと考えております。

一方、今後、耕作者は自然減となり、大幅に増えることは考えにくいことから、新規就農者の育成サポートを継続しながら、省力化を進める必要がございます。

地域農業の将来を見据え、農業に関する地域計画の座談会などを通じて、地域の中で様々な立場から多様な意見をお伺いして、よりよい農業、農村のまちづくりを進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地域計画の中に新規就農者や、それを面倒見る近所の人や、それから定年退職者や、あらゆる耕作者を位置づけるということですが、7反以上、四条や高篠のほうやったら7反以上あるか分かんけど、我々、山の中はそないに持っとらんですよ、3反や2反や。

私、近所5軒の田んぼを集めてヒマワリを作りよるけど、それは零細ですね。援助してやるいうたって、そないに申請出てこうへん。みんな大体農機具は持っとるし、めげた人だけでしょうね。そないにめげへん。私、昭和48年のクボタのブルトラ、この間、後輪の車輪がめげたのを2万円で買ってきて、昭和48年のブルトラは絶好調です。めげんですよ。コンバインはめげるらしい。だからそんなに怖がる必要はないです。

町が生産のてこ入れと流通の開拓の作戦本部をつくったらどうか。香川県は生産流通課

というのがあって、普及センター畑と事務系とが混在して、生産のてこ入れと、どこへ売っていったらええか、香川県ブランドを売ろうとしてますよね。

うちの町役場は担い手対策、担い手に農地を集約したり、鳥獣被害対策とかやっていますが、生産のてこ入れというのはＪＡの生産部会に任せ切りですね。普及センターや農協や産直市や農業に関わるあらゆる組織、団体を調整するのはやっぱり町ではないのかなと。その生産と流通開拓の作戦本部を設けたらどうかと思うわけです。これには経験が要りますね。一からやれ言われたってできん。先輩がやりよるんを見よったら、習って早い。課長が指導できたというけども、それだけの蓄積が本町にはないと思うから、専門職員を調達せないかんのじゃないかと思います。

香川県の生産流通課で勤務して、東京の新橋で勤務したことがあるような人とか、農協との付き合いの深いようなのを起用して編成したらどうかと思います。

通告してある６番目と７番目を一遍に聞くわけです。これでその体制をつくって、町の農業振興計画は農業振興地域の地番を書いてある。ブロッコリー、アスパラガスの特定作物を書いてあるだけで、どうやって作るんか、どうやって売っていくんか、作戦がゼロです。産直市をどう使いこなすかも考えてない。

健康増進計画や高齢者福祉、介護保険計画みたいに、どこの機関が何をやって、どういう作戦で、どういう目標でやるんかという計画が農業の場合、ないんですね。これは人の育成から始めないかんけれども、県庁から人を借りてきたらうまいこといきやせんか。県庁と交換人事もいいかもしれませんね。再雇用、今の６０歳以上の人に来てもらうとか、そんなことを考える組織体制と専門職の調達と農業振興計画を作戦司令戦略計画につくり替える、町長の御答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの６番、７番、８番の質問にお答えいたします。

まず、現在、農林課には香川県農地機構から集積専門員が常駐し、香川県中讃農業改良普及センターやＪＡ香川県の営農指導員のほか、地元農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんにより、農業に関する相談などに対応していただいているところでございます。

作付に関する情報交換だけでなく、収入につながる栽培品目への取組や販売先の確保につきましては、専門機関の知力が必要ですので、農産物の販売先からの御意見を伺いながら進めてまいります。

また、特定作物の品目別に協議会や部会がありまして、水田活用では地域農業再生協議会で年間計画などを取りまとめているほか、作品目別に部会などがあり、販売計画などを協議しているところでございます。

畜産振興では町畜産クラスター協議会で協議しており、加えて特定作物以外にも薬草部会やカリン生産者会、キャベツ部会などもあり、農地の効率的な利用の促進が図られているところでございます。

今後、農業に関する地域計画策定の過程で地域課題への取組を進めてまいりたいと考え

ております。

また、農業振興地域制度は総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図ることを目的といたしております。

令和4年1月に香川県農業振興地域整備基本方針の変更が示されましたので、令和6年度からまんのう町農業振興地域整備計画の見直しに着手いたします。計画の見直しは、農業振興地域の整備に関する法律、同法施行令、施行規則、農業振興地域制度に関するガイドライン、そして、県農業振興地域整備基本方針等に基づき、香川県との協議を経て、適正な法令手続の下、作成することになります。

令和6年度に基礎データの収集や基礎調査を終え、令和7年度に新たな農業振興地域整備計画書を策定するため、全ての農地の現況を調査し、優良な農地の確保とその有効利用に向け、適切な運用と取組の推進を図りたいと考えております。

現在、農林課には専門的なスキルを持つ職員は常駐しておりませんが、農業に関する公的機関との連携を軸に対応する体制を強化してまいりますので、御理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農林課は懸命にやっていて、地域計画の現況をちょっと課長からどこまで進んでいるか聞きたい。香川県で本格的に手を挙げてるのはうちだけらしいんで、これはたたえて支えてあげなあかん。

それから、農林課の職員の頭数が、私、あれでは動けんだろうと思いますね。鳥獣被害対策でもなけりゃいいけどと思います。農林課長はこの辺の実態を課長として、今、取り組んでる現段階をお伺いできたらと思います。町長にと言わなあかんのかな、お願いします。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼します。ただいま竹林議員さんからありましたことについて、農林課からお答えしたいと思います。

現在、農業に関する地域計画の進捗でございますが、先月、2月に3回目の地域の農業者座談会を終えまして、目標地図については、もう既に完成しております。

目標地図が完成しましたら、直ちに地域計画本体に着手するんですけども、その中で、先ほど申し上げました、中核を担う認定農業者さん以外の定年帰農者の方であったり、第2種兼業農家の方も含めて、地域の方の意見を伺いながら、地域農業を担う方々の名簿を搭載していきたいと考えておりますので、また時期を見て報告させていただきたいと思います。以上です。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 厄介な地図ができたんですね。あとは人やな。この両方がそろわないかんなんですけど、そこに産物とどうやって売っていくかも加えたいですね。体制の整

備を求めます。一遍にはいかん。

本町が香川県の先頭を切るんだ、この意欲を感じておりますので、心より御期待申し上げます。

続いて、第2問目に参りたい。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、一般質問の途中ですが、議場の時計で3時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時55分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

竹林昌秀君、続いて2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 二つ目は、河川法というのはどんなことを理念として掲げていて、どんな事業を実施しているのか、その手法、河川法の運用体制、権利義務体系がどうなってるのか、まずちょっと御説明いただいて、そこから入りたいと思います。お願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、河川法の理念や実施事業とその手法、運用体制の質問に対しての御説明をさせていただきます。

土器川の河川整備基本方針は河川法第16条に基づき、平成19年9月に策定、また、土器川水系河川整備計画は河川法第16条第2項に基づき、平成24年9月に策定されております。

また、土器川の河川改修事業は、上下流の治水安全度バランスを確保しつつ、土器川水系河川整備計画に位置づけられた箇所対策を実施することとしており、現在、丸亀市の土器・飯野箇所の引堤事業を中心に実施されているところでございます。

今後、下流の事業の進捗状況に併せ、河川整備計画に位置づけられているまんのう町内の事業箇所について、国とまんのう町と連携の上で、事業実施並びに事業要望を継続してまいり所存でございます。よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国の管理部門で、土器川の事業計画が大きな計画が来てはしないかな、それをお伺いしたいわけであります。

続いて、財田川の現状と課題、そして、今後の実施事業を問います。併せてお願いします。それでは、金倉川のことも併せて、財田、金倉川と。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、財田川の現状と課題、そして、今後の実施事業を問う。及び、金倉川の現状と課題、そして、今後の事業を問うことの御質問にお答えいたします。

財田川及び金倉川は本町に源流を有する2級河川であるとともに、香川県水防計画の水位周知河川であり、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情

報が周知されることとなっている重要な河川であります。

両河川において県が実施する河川事業としては、局部的に川幅の狭い箇所を下流の流下能力を勘案しながら局部的な整備を進めるとともに、河床整理など適切な維持管理に努めていると聞いております。

一方、近年、全国各地で豪雨等による甚大な洪水被害が発生しており、本町においてもこのような豪雨被害がいつ発生してもおかしくないと考えられ、これまで以上に防災対策を着実に進める重要性が高まっていると認識しております。

このため、県では令和3年8月に香川県流域治水プロジェクトを策定し、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域全体のあらゆる関係者が連携して、ハード・ソフトの両面から流域治水に取り組むこととされております。

また、流域治水の考え方にに基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算などを活用し、河道掘削等を積極的に実施されており、まんのう町としても、香川県と連携の上で事業実施並びに要望を継続してまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 1級河川土器川は河川管理基本方針と管理計画があるんですね。財田川と金倉川にこれがない。善通寺の弘田川にはある。高瀬川にはある。こんまい川にあって、金倉、財田と大きな川にないんですね。

昭和30年代と40年代前半にこの両河川は対策が終わったとしてほったらかされと見て、しかし、気候変動や雨の様子で変わってきた。

財田川の浸水予想は財田上小学校のところしかない。うちの町の久保、本目、新目はないんですね。順次、造っていきますというままですね。これはやっぱり我々がお願いしていかないかと思っています。

そういう体制をつくるために、流域治水の研究会を、この間、37人寄って、三豊市、観音寺市、善通寺、琴平、丸亀、うちの町と、行政職員も議員も集まってくれましたね。流域全体で考えんかという体制をつくらないかん。これをどう具体的に推進していくか。これは任意の研究会でして、請願や陳情は行わんわけです。

そして、満濃池が決壊しとったときには、こんぴらの町が水浸しになって、橋が流れてしもとる。それは安政と昭和の10年代ですね。満濃池の利水の内容、この課題は何でしょうかと。そして、満濃池と金倉川管理の関係性を次に問います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、満濃池土地改良区の事業内容と決算内訳、利水の内容と展望を問う。満濃池の金倉川管理との関係性を問うとの御質問にお答えいたします。

満濃池土地改良区は、満濃池及び幹線水路を管理施設としており、中讃地域2市3町の農地、約3,000ヘクタールに農業用水を配水するため、施設の維持並びに補修を主た

る事業として行っております。

また、香川県では常に水不足と対峙している状況であることから、農家の皆様の安定的な営農に寄与するため、満濃池の貯水及び配水に注力されておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財田川も金倉川も山の急斜面のところは実はあまり心配ないんですよね。流れが緩やかになったところで、金倉川だと満濃池の本流に国営公園の谷が来て、七箇から照井川が来て、宮田、佐文から買田川が来て合流するところ、そこはなだらかなりますから、下が流れよらんのに上から水が来る状態ですね。どこでも支流と本流とがぶつかるところが具合が悪いというのは渡良瀬川辺りで出ましたよね。そして、こんぴらのところで直角に神事場で曲がると、あそこで水がつかえると。えらいこっちゃと思うんですけど、流域協議体制が辛うじて財田川防災協議会があって、ここは観音寺市長と三豊市長と我が町長とが3人が五所野先生が県会議長のときに陳情して、浜田知事に出して、今度、池田知事になると、もう一遍、出し直したと。一応手は打つとるんですけど、金倉川はこの体制がない。みんなで寄ってたかってやらなんだからいかなというのが私の思いであります。

それには流域が同じように理解して、仲ようならないかん。今度、金倉川探検、財田川探検の遠足を弁当を持ってやろうかと。お昼を一緒に食べたら仲ようになるわと思ひよんですけど、いかがなことになりますか。

それでは次に、町が直接管理している条例部分はうちの建設土地改良課長のところの直轄ですね。この課題と、今後、どんなことがあるんか。そして、流域治水の理念というのは本町はどう理解しとるんでしょうかね。6番目まで聞きます。

土器川で常包辺りで大規模工事が想定されとるらしいけど、その概要も町民は関心があるんじゃないか、御説明いただいたらと思います。以上です。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

町が直接管理する河川の現状と課題、今後への方向性を問うとの質問にお答えいたします。

まんのう町が管理する普通河川等は、主に国・県が管理する河川の支流であることから、小規模河川であり、その維持管理及び整備を実施しております。

近年の気候変動の影響などに伴う突発的な増水を踏まえた水災害リスク軽減のため、河川の状況に応じて、土砂の堆積を取り除くしゅんせつや流下の支障となる樹木の伐採などの整備、維持管理を実施しているところでございます。

また、小規模河川特有の急激な降雨による河川水位の急激な上昇を抑止する出水対策として、地域の皆様の御協力により田んぼダムを設置するなど、地域主導の防災・減災対策も進められているところでございます。今後とも官民連携の下、水災害リスクの軽減に努

めてまいる所存でございます。

また、流域治水の理念を本町はどう展開するのかとの御質問にお答えいたします。

河川法は本格的な治水対策を実施するに当たって、その基本的法律として明治29年に制定されたものでございます。その後、治水・利水関係規定が整備され、さらに河川整備の計画に地域住民や市町等の意見を反映し、総合的な河川整備が実施できるよう改正されました。

河川法に規定される一級河川は、国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川であり、香川県においては土器川水系が唯一指定されております。

その一級河川及びその源流等を有するまんのう町においては、土器川流域治水協議会により、上下流の様々な関係者が一体となり、流域全体で水災害のリスクを軽減させる総合的な取組が行われております。

今後とも、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化や頻発化を踏まえ、治水整備、河川維持などのハード対策や田んぼダムの普及、避難におけるタイムラインなどのソフト対策等について、関係機関及び流域の住民の皆様が一体となり、地域を水害から守るための多層的な取組を継続して推進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 山の保水力をどう上げるか、そして、ため池がどれだけ止めるんか、それから、水路がU字溝やコンクリートになったら流れが速うなって、あっという間に川へ行く。ゆっくりもてんか。田んぼでどれだけもてるんだろうか。流域の地面全体でどれだけゆっくりと水を出せんかというんが流域治水だろうと思うんですよね。利水もあるし、土地改良畑、森林畑との融合だろうと思いますね。

この間、国交省の人が言いよったのは、山をちゃんとしてくれないかん。枯れた木が、流木が橋を片っ端からめいदैいくんで、山の片づけが済んでくれとったらええということ言いよりましたね。緑の公共事業や。山を整備する事業をうちがやって、ちょっと下流からお金もろたりしてもええかも分かん。いろんなことを思うんですけど、こうしたことでじっくりといかないかんかど、やっぱり体制を組まないかんので、職員も議員もみんな流域と仲ようならなんだらいかんだろうということを申し上げて、2番目を終えて、次、3番目に参りたいと思います。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 人口減少社会をどう展望しとるんか、課題が何だろうか、省庁がない計画、審議会答申や研究書を出しとるんやろか、その物の見方を問います。

この間の連合自治町会でもどれだけ人口が減るかということを私は申し上げて、人口見通しを話させていただきました。今後、令和12年に高齢化率が45%を超える見込み集落は造田、中通、川東、勝浦、岸上、真野、炭所東、炭所西、長尾、佐文、塩入、帆山、

後山、大口、追上、新目、山脇だったんですね。お祭りも水利組合もやれるかどうか分かん。基本的なところをまずお答え願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、人口減少社会をどう展開して、課題をどう捉えているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、人口減少社会の展開についてですが、まんのう町総合計画を基本理念とし、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する際、施策検討の前提となる将来人口を推計したまんのう町人口ビジョンを策定しております。合併時には2万人を超えていた人口も令和2年度の国勢調査では1万7,401人、まんのう町人口ビジョンの推計資料によれば、大きな社会情勢の変更がなければ、2040年には1万4,000人台、2060年には1万人台まで人口は減少すると推測されております。

そのような中で、人口減少に関連する主な課題は大きく分けて五つあると考えております。

一つ目に、労働力不足であります。人口減少により、労働市場での需要と供給のバランスが崩れ、特に専門性の高い職種や地域において労働力不足が生じます。これは経済の成長や産業の発展を妨げ、企業の業績などに影響を与えます。

二つ目に、高齢化と社会保障負担であります。人口減少により高齢化が進行し、年金や医療などの社会保障制度に負担がかかります。年金受給者が増加する一方で、労働力人口が減少するため、制度の持続可能性に関する懸念が高まります。

三つ目に、地域社会の弱体化であります。人口減少は地域社会において経済や社会の活性化を阻害し、地方や農村地域での施設の閉鎖やサービスの減少、若者の流出などを引き起こします。これにより地域コミュニティの結束が弱まり、地域の持続可能性が損なわれるおそれがあります。

四つ目に、経済成長の低下があります。労働力の減少や消費の低下により、経済成長率が低下する可能性があります。これは国内市場の縮小や企業の投資減少を引き起こし、経済全体の活力を低下させるおそれがございます。

五つ目に、教育や医療の質の低下があります。人口減少により教育や医療などの公共サービスへの需要が減少し、施設の閉鎖や資金不足が発生する可能性があります。これは教育や医療の質の低下やアクセスの悪化を招き、社会全体の健康や人材育成へも影響を与えます。

これらの課題に対処するには、国や地域社会が包括的な対策を打つ必要があると言われております。例えば国の移民政策の見直しや労働市場の柔軟化、高齢者や若者の支援策の強化、地域振興政策の実施などが挙げられると考えております。

このように人口減少問題を正確に理解した上で、まんのう町においても出生率の回復に向けた様々な有効施策を展開することが重要であると認識しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 数値はともかく、経済社会への変貌への展望を見事に語っていただきました。

納税者が減るから住民税は減りますよね。消費する人数が減るから、地方消費税が減りますね。そして、地方交付税も75%か8割方は対人口換算ですから、地方交付税も減るわということですね。

うちの町が税収が20億円ちょっと、地方交付税が40億円ぐらいですね。標準財政規模が74億円ぐらいのうち60億円ぐらいが税収と地方交付税ですよ。これが減少することへの対応というのはどういうことができるのか、できんのか、その見通しをお伺いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、議員御承知のように、毎年の交付税算定方法には、多くの算定式の中にまんのう町の国勢調査人口が使われております。つまり、基本的には人口が減少すると需要額が人口に比例して減少し、交付税額が通減していくわけでございます。詳しく言いますと、地方交付税のうち普通交付税は個々の自治体ごとに計算される基準財政需要額と基準財政収入額の差額で計算されますが、人口減少は税収減とともに基準財政収入額の減少につながります。また、人口を測定単位とすることが多い費目の合算で計算される基準財政需要額も人口減少に伴い減少するとされております。

しかしながら、交付税算定方法が、需要額については段階補正係数を人口の少ない自治体に厚く配分する方式に変更されたこと、及び、高齢化に対応する社会福祉費や保健衛生費が総額として大きく伸び、人口減少している町村にもその恩恵が及んだこと、この間に地方財政計画に盛り込まれた人口減少等特別対策事業費などが町村に厚く分配されたことなどによって、現在の交付税算定においては、人口減少による極端な交付税の減額とはならないような総務省の見解となっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は合併特例財政措置が本町でどう効いてきたのか、非常に関心があったんですけども、地方交付税の旧3町分の合算が10年続いて、5年間、じわじわ下がってきましたね。この地方交付税の特例措置が終わったら交付税が減ると思ったら、うちは減らんのよね。合併した翌年よりは増えとるんで、それは町長の今のお話にもありましたけれども、高齢化への加算ですね。補正を利かせてくれたんね、これが大きいんだろうと思います。

それから、公共投資したときに元利償還金7割補填してくれる、合併特例債やね。合併特例債分の補填分の地方交付税が増えたということがあるでしょうね。だから実質公債費比率は低いんですけども、償還に当たるお金なんだということでしょうね。人口減少するところに手厚い補正係数が利かされた。政府が面倒を見てくれよんや、知らん顔せ

んぞということでしょうね。

しかし、これ、職員数というのは対人口割でほぼ総務省が出してきてますよね。職員が減少したら、今やりよる行政水準を守れるんか。うちの職員はようけ複数のものを持って、課長あたりは高松の課長の七、八人分を1人の課長がやりよるぐらいの感じ、みんなそうですよね。兼務でやりよって、同じ仕事しよる人が同じ課におらんぐらいの状態。これは弱ったぞと。役目を終えた施策の見直し、時代が変わったから、これはもう要らんでという事務事業評価をして、その点検をせないかんんじゃないんかなと思います。職員定数と事務事業評価の仕組みを確立することと、この二本立てをどう考えていくか、町長のお考えを伺います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

地方公共団体では厳しい財政状況の中、多様化する住民ニーズに適切に対応し、住民の信頼に応える円滑な行政運営を進めていくために適正な職員数の定員を確保しなければなりません。

今後、人口減少が見込まれる中で、業務の効率化及び合理的・効果的な職員配置を行い、全体としては職員数を抑制する方向で定員管理を実施していく予定でございます。

その第一歩といたしまして、定年延長を踏まえた定員適正化計画の見直しを行う予定でございます。詳細を申し上げますと、これまでの行政改革や定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、類似団体別職員数の状況等を参考とし、住民サービスの低下を招くことのないよう、定数管理の適正化を計画的に実施していく予定といたしております。

また、少子化により労働力が減少し、企業や行政機関の人員も減少する可能性があると考えます。これにより事務業務の負荷が増大し、既存の業務体制やシステムが適切に対応できなくなる可能性もあります。事務評価では、これらの制度の持続可能性や運用効率性を評価し、必要に応じて改善策を検討する必要があると認識しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の答弁、町長やったらそう答弁せなしようがないんかなと思いますが、現実には各課長方、頭を悩ませますよね。私も農林課は頭数を増やしてやらんだらやれんぞと言ひよるし、専門職体制を取れいうて、一方ではこれは要るぞ言ひよりますけど、トータルでは総務省の定員管理計画が立ちはだかりますね。

結構、私、高齢者福祉やいうたら香川県で一番、布団の丸洗いとか、介護保険ならんぶんの軽度生活支援とか、非常に手厚く分厚いんですよ。割合、これ、議会の人には報告されてないから分からのやけど、正友会や社会福祉協議会に委託してある事業は物すごくきめ細かいですよ。もうええんちゃうかいいうものもあるんじゃないかと思うんですね。それを見直すのに、やっぱり事務事業評価を確立せないかん。新しく事務事業評価をするいうたって事務量を増やしたらいかんから、私は町政報告と成果報告書、これが評価につ

なるようにじわじわと仕上げていったら、一遍に完成品にせんでもええけども、それをお願いしますね。

一遍、行政評価をやったけど、国民健康保険も農政も同じ基準で抽象的な評点を入れたら、全く意味のないものになるから、それぞれの事務事業によって、評価の仕方の基準は違うと思います。所管課が考えて、我々も一緒にやっていくんがいいんじゃないんかというのを御提言しておきます。

続いて、障害福祉計画と地域福祉計画、同行動計画、お伝えしたのは行動計画とありますが、行動計画にどう反映させるのか、そして、高齢者福祉、介護保険計画にどう組み込むのか、人口減少がこうした社会保障の制度にどういう影響を与えているのか、ここの御答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化が進み、地域のつながりが希薄化する中、地域課題は複雑化・複合化しています。地域コミュニティの希薄化や人口減少・超高齢社会の到来の中、今後、障害者の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」などにより、地域で障害者が抱える課題はさらに深刻化することが懸念されております。

加えて、障害者の生命に関わる地震・台風・豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルスなどの新興感染症なども懸念されるところでございます。

人口減少は様々な分野に影響することから、障害者計画での直接的な取組は難しいと思われますので、上位の福祉計画や他の計画との連携、重層的な考えで取組を進めてまいります。

全国的な少子高齢化による人口減少の傾向が課題となる中、本町の福祉分野におきましても、他の自治体と同じ課題を今後も抱えることになると考えております。

令和6年3月策定のまんのう町地域福祉計画は、まんのう町総合計画に基づき、福祉に関する各個別計画を横断的に連携し、福祉分野の上位計画として策定したものでございます。今回はまんのう町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図れるよう、町の地域福祉計画と町社協の地域福祉活動計画を一体的に整備した計画書としております。さらに、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止計画、自殺対策計画の三つの計画を包含しております。

人口減少の傾向が課題となる中、今後も分野に捉われず、支え手、受け手という関係を超えて、住民一人一人が役割を持ち、地域でつながり、助け合いながら地域をつくっていく地域共生社会の実現を目指すために、町民、社会福祉協議会、事業者、関係機関等と理念や方向性を共有しながら、地域福祉のさらなる向上に結びつくような取組を進めてまいります。

また、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護等の社会保障費は伸び続けており、今後も増大が見込まれています。増え続ける社会保障費は国、地方公共団体の

財政を圧迫し、ともすれば現役世代の負担の増大、将来世代への負担を余儀なくされることにもつながります。

また、高齢化による医療・介護へのニーズの増大に反して、人口減少によって担い手が減少し、深刻な人手不足が予想されており、人口減少・少子高齢化は社会保障制度・福祉サービスを安定的に維持していくことや財政の健全化にも影響が及んでまいります。

町民の生活の水準やサービスの水準を維持しながら、扶助費をいかに抑制するかということも町の財政上の大きな課題となっております。

今後はさらに厳しい高齢化の中で、地域福祉を持続できるような施策が求められます。地域福祉とは、住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、友人、知人などと社会関係を築き、誰もが自分らしく、地域の一員として暮らしていけるような状態を地域でつくっていくことです。これはたとえ在宅の生活が困難であっても、住み慣れた土地で人付き合いを続けながら生活することができるようにするを意味しています。そういった状況の中、高齢者福祉計画においては、従来の施設を基盤とした計画ではなく、在宅生活を継続することや通所施設を含む地域を基盤とした考え方への転換が重要になってくると考えております。

高齢化に伴い、障害や基礎疾患によって医療を必要とする人の増加が見込まれることから、一人一人が自らの健康に向き合って取り組めるよう、また、住民の支え合いや官民の協働による健康長寿の取組を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の口から高齢者福祉、介護保険計画の方向性、課題とか骨格を話していただきましたね。これは非常に重要な議会答弁となったような気がします。

それから、お見事だと思ったのは、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化してある。これだ。少子高齢化対策の計画、自殺予防とかは地域福祉計画の中へ一本にまとめてしまって、基礎となる数値は共有できますから、章立てで分ければ、そんなに長大な作文は要らん。骨格だけ箇条書きにしといたらええんやから。町長の答弁、見事な内容だと思います。非常に心強く、この後の職員減少、それから地域諸団体の役員不足の体制の中で、今の答弁の中のことの応用で、これは各課もそれぞれ所管するところで考えていただいたらいいかと思います。

諸団体を統合せえいうたってなかなかできる問題じゃないですけども、その活動自身が統合していけば、おのずからできてくるかもしれませんね。大きなヒントをいただきました。

続きまして、こども園、小中学校の再編への基本的視点を問います。教育委員会はこれを的確に学校適正化でデータを出していただいていますね。現状をお話しいただいたら、住民は安心するかと思います。お願いします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、こども園、小中学校の再編成への基本的視点を問うについ

ての再質問にお答えいたします。

将来の町立こども園・学校の在り方については、スピード感を持ちつつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。現在の学校運営は、保護者はもちろんのこと、地域の方々や各種スポーツ・文化団体の方と連携・協働させていただき、成り立っております。しかしながら、これからさらに進むと予想される少子高齢化社会に対応するには、どのような教育体制や子育て支援のための施策、施設整備といった計画が必要であるか、また、どのような学校の姿が子供たちのために一番よい形に近づけるのかということを検討するために、町立こども園・学校の適正規模・適正配置検討委員会の設立を計画しております。

具体的な数字を少し示させていただきますと、令和6年1月1日現在の12歳から14歳の住民基本台帳上の人口は506名であります。そして、ゼロ歳から2歳までの住民基本台帳上の人口は271名となっており、マイナス46.4%であります。このことは12年後の満濃中学校の生徒数の減少率を直接的に反映した数字であるということでございます。

このような状況を鑑み、教育委員会といたしましては、令和6年度におきまして、町立こども園・学校の適正規模・適正配置検討委員会設立のための準備委員会を立ち上げ、できる限り早い段階で本委員会を設立できますよう鋭意推進していく所存でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 46%減少、非常に急激な減少で、合併以来、じわじわだったんですけど、急激な減少ですね。私の集落も、今、小学生3人ばあ住んどる。中学生は誰っちゃおらん。こども園へ行きよるのは2人おる、そんな状態です。

これはいろんなところで考えていかないかん重要なテーマで、私の会報でもこんなに書いています。本町の教育委員会は出生数を常時掌握して、事前の準備は怠りないので御安心ください。自体は分かっとるんじやと。ええ方法があるから、苦渋の選択をせないかんかも分からんけど、分からんでやりよるんではないということで、教育委員会の掌握しているところには敬服申し上げます。

それでは、その原因にどう対応するんか、三世代が近くに住んだら、介護や幼稚園の送り迎えもうまいこといくわ。転入・転出する理由を調べたら手が打てるかも分からん。どこへ転出しよるんか、どこから転入しよるんかが分かったら、手が打てるんか、打てんのか、これをつかまなんだら手の打ちようがないわけです。

本町の女の人は結構たくさん子供を産んでる。問題は産む女の人の数が少ないわけですね。その問題、方法があるんか、ないんか分からんけど、みんなで考えないかんと思います。以上、それについて御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、少子高齢化の原因に対応する歯止め策の骨格を問うについての再質問にお答えいたします。

少子化に歯止めをかけるためには、国や地域社会、個人レベルで様々な取組が必要であると考えます。少子化対策の一部として考えられる具体的な施策としては、六つの施策が考えられます。

一つ目に、育児支援の充実です。これは政府や企業が育児休暇制度を改善し、育児と仕事の両立を支援することや、保育施設の増設、保育料の無償化、補助金の拡充など、保護者が安心して子育てに専念できる環境を整備することであると考えます。

二つ目に、教育環境の改善です。教育の質の向上と、子供たちが安心して学べる環境の整備や子育て情報、教育支援を提供することであると思います。

三つ目には、働き方の柔軟化です。テレワークやフレックスタイム制度の普及により、働く親が仕事と家庭を両立しやすい環境を整えること、及び、パートタイムやフリーランスの働き方を支援し、働き方の選択肢を増やすことだと考えます。

四つ目には、経済的支援です。出生や子育てに係る費用の軽減を目的とした給付金や税制優遇措置の拡充、また、住宅や教育費の助成制度の充実など、経済的な負担を軽減する政策の実施であります。

五つ目には、地域コミュニティの支援です。子育て支援グループや地域コミュニティの拡充により、子育てを支え合えるネットワークを構築することだと考えます。

六つ目には、教育と啓発です。少子化の問題や子育ての重要性について広く啓発活動を行うと同時に、若者に結婚や出産の意義、家庭の大切さを伝える教育を行うことだと考えます。

これらの施策は少子化の歯止めに向けた総合的なアプローチの一部ですが、地域の特性や社会のニーズに応じて、適切な施策を組み合わせる実施することが重要であると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育立町ですね。学校の通学の便がよくて、教育の質が高い、我が学校に来ていればいろんなことが学べる、これについて御答弁願います。どう思うか。

もう1回言っていていいですか。家を建ててもらわないかんから、立地と教育の質が大事じゃないかなと申し上げるんですが、いかがお考えか。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

教育の質が大事というのはもっともなことです。町教育委員会としましても、今、教育研究所という県内の市にはあるんですけど、町で教育研究所を持つところは本町だけです。ここで教育の質を高めるために、現在、文科省でも言っております主体的、対話的で深い学び、これを実現するために、所員、それから小学校、中学校、こども園の先生方をその研究施設に寄せて、それについて鋭意研究を進めているところでございます。このことを各学校、こども園の全職員にきちんと浸透させて、教育の質を上げていきたいと思っております。

それからもう一つ、まんのう町独自の取組があります。それは学校教育実践指針という一枚物を毎年新しく町教委が出しております。これには各園、小学校、中学校にこれだけはぜひ進めてほしいというポイントを４点にまとめてあります。今年も、今、製作が終わりましたので、４月１日に各園、各学校にそれを配って、そこで各校長、園長から各職員に説明していただき、それを基にこども園から中学校まで一貫して、まんのう町の教育方針を進めていくというようなことを進めております。

ぜひこれからも教育の質を高めるために努力してまいりたいと思いますので、御理解よろしくをお願いいたします。

○竹林昌秀議員 ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、６番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、３月５日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後４時４０分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員